

那覇市公報

第 1 8 8 2 号 その 1

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（こども政策課）	107
○那覇市第一牧志公設市場条例（なはまち振興課）	109
○那覇市道路の構造の技術的基準等を定める条例（道路建設課）	119
○那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	122
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（環境保全課）	167
○那覇市立認定こども園条例及び那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（こども政策課）	171
○那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	175
○那覇市政功労者表彰条例の一部を改正する条例（秘書広報課）	178
○那覇市名誉市民条例の一部を改正する条例（秘書広報課）	179
○那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（上下水道局総務課）	180
○那覇市下水道条例の一部を改正する条例（上下水道局料金サービス課）	183
○那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例（市営住宅課）	186
○那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例（消防局警防課）	187
○那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例（消防局警防課）	188
○那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	191
○那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（学校給食課）	193

○那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（人事課）	194
○那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	201
○那覇市職員定数条例の一部を改正する条例（生涯学習部総務課）	204
○那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局議事管理課）	205
○那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（企画調整課）	210
○那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（環境政策課）	212
○那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例（障がい福祉課）	214
○那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局庶務課）	216
○那覇市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例（建築指導課）	219
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）	220
○那覇市議会基本条例の一部を改正する条例（議会事務局議事管理課）	247
○那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例（上下水道局総務課）	251
○那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	256
○那覇市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局庶務課）	279
○那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（保護第2課）	284
○那覇市税条例の一部を改正する条例（納税課）	288
○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	294
○那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	297
○那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（納税課）	298

条 例

那覇市条例第 1 号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに
公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準その他乳児等通園支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び内閣府令(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。次条において「基準府令」という。))その他の法第34条の16第2項の規定に基づく内閣府令(乳児等通園支援事業に係るものに限る。)をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、内閣府令に定める基準の例による。この場合において、基準府令第10条第2項中「確保しなければ」とあるのは「確保するよう努めなければ」と、基準府令第19条第2項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは「、指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

（暴力団の排除）

第4条 乳児等通園支援事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。))又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。))であってはならない。

2 乳児等通園支援事業者の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。

3 乳児等通園支援事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

那覇市条例第 2 号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市第一牧志公設市場条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市第一牧志公設市場条例

那覇市公設市場条例(1963年那覇市条例第13号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市民の消費生活の利便性の向上及び中心商店街の活性化を図るとともに、沖縄の食文化を継承し、発展させ、及び観光地としての那覇の魅力を向上させるため、那覇市第一牧志公設市場(以下「市場」という。)を設置する。

(位置)

第2条 市場の位置は、那覇市松尾2丁目10番1号とする。

(市場の構成)

第3条 市場に、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 店舗
- (2) 倉庫
- (3) 作業室
- (4) 事務室
- (5) 多目的室
- (6) 調理体験室
- (7) オープンスペース

(利用することができるものの範囲)

第4条 店舗を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
 - (2) 本市を本店又は支店の所在場所とする登記をしている法人
- 2 倉庫及び作業室を利用することができる者は、第8条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の許可(店舗に係るものに限る。)を受けている者(以下「店舗利用者」という。)とする。
- 3 事務室を利用することができるものは、店舗利用者が組織する団体とする。

(営業をすることができない日及び営業をすることができる時間帯)

第5条 次に掲げる日には、店舗において営業をすることができない。ただし、市長が必要と認めて定める場合にあつては、この限りでない。

- (1) 毎月(12月を除く。)の第4日曜日

(2) 1月1日から1月3日までの日

2 店舗において営業をすることができる時間帯は、午前8時から午後10時までとする。

(多目的室等を利用することができる日及び時間帯)

第6条 多目的室等(多目的室、調理体験室及びオープンスペースをいう。以下同じ。)を利用することができる日は、前条第1項各号に掲げる日以外の日とする。

2 多目的室等を利用することができる時間帯は、午前9時から午後10時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、多目的室等を利用することができる日及び時間帯を臨時に変更することができる。

(入場の制限等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、市場への入場を拒み、又は市場からの退去を指示することができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) 建物、設備又は備品を損傷し、又は滅失するおそれのある者

(3) 伝染性の疾患がある者又はそのおそれがある者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可等)

第8条 第3条各号に掲げる施設を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 前2項の規定は、店舗等(店舗、倉庫、作業室及び事務室をいう。以下同じ。)に係る第1項(この項において準用する場合を含む。)の許可を受けたものが、当該許可に係る期間の満了後、引き続き当該店舗等を利用しようとする場合について準用する。

4 市長は、第2項(前項において準用する場合を含む。)の申請があったときは、規則で定めるところにより、利用許可(第1項(前項において準用する場合を含む。)の許可をいう。以下同じ。)を行うものとする。

5 市長は、利用許可に管理上必要な条件を付することができる。

(店舗等に係る利用許可の特例)

第9条 市長は、店舗等に係る利用許可をする場合には、次に掲げる事項を指定しなければならない。

(1) 当該利用許可が効力を生ずる日及び効力を失う日

(2) 店舗、倉庫又は作業室に係る利用許可にあつては、当該利用許可に係る区画及びその面積

2 店舗等に係る利用許可が効力を失う日は、当該利用許可が効力を生ずる日から起算して2年を越えない範囲内でなければならない。

3 市長は、利用許可をした後においても、必要があると認めるときは、第1項の規定により指定した事項を変更することができる。

(開業時の原状変更の許可)

第10条 店舗利用者は、開業に当たって店舗の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた店舗利用者は、店舗の原状を変更した後、速やかに、その旨を市長に報告し、その検査を受けなければならない。

(使用料)

第11条 利用者(利用許可を受けたものをいう。以下同じ。)は、利用許可を受けた施設の利用に係る使用料を納付しなければならない。

2 店舗等の利用に係る使用料は別表第1により算定した額とし、多目的室等の利用に係る使用料は別表第2により算定した額(空調設備を利用する場合にあつては、その額に別表第3により算定した額を加算した額)とする。

3 店舗等の利用に係る使用料は、次の各号に掲げる月分を、当該各号に定める日までに納付しなければならない。

(1) 次号に掲げる月以外の月 その月の10日(その日が本市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い本市の休日でない日)

(2) 第8条第1項前段の許可を受けた日の属する月(その日が月の初日である月を除く。) 市長が定める日

4 多目的室等の利用に係る使用料は、当該多目的室等を利用する前に納付しなければならない。

(使用料の免除)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、店舗等の使用料の全部又は一

部を免除することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより多目的室等の利用に係る使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する事業に利用する場合
- (2) 本市が共催する事業に利用する場合
- (3) 公共団体又は公共的団体等が公用又は公共の目的で利用する場合
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育目的のために利用する場合
- (5) 構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する場合
- (6) 構成員の半数以上が満65歳以上の団体が利用する場合
- (7) 構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合
- (8) 商店街振興組合、通り会その他の市長が認める団体が利用する場合
- (9) その他市長が特別の理由があると認める場合

(使用料の還付)

第13条 既に納付された使用料は、これを還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による免除その他の理由により過誤納が生じたときは、当該過誤納となった額を還付するものとする。

(費用負担)

第14条 店舗等の利用者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 店舗等において利用する電気、水道及び下水道の使用に要する費用
- (2) 共用部分の電気の使用に要する費用

(利用許可の制限)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしない。

- (1) 利用許可を受けようとする者が、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用許可を受けようとする者が、市場の建物、設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 利用許可を受けようとする者が、次条第1項又は第2項(第8号を除く。)の規定により利用許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者であるとき。

- (4) 利用許可を受けようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員の利益になると認められるとき。
- (6) 市場の管理又は運営に支障があるとき。
- (7) その他市長が不適當と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第16条 市長は、利用者(第1号及び第2号にあつては、店舗利用者)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可(第1号及び第2号にあつては、当該店舗利用者に係る店舗、倉庫及び作業室の利用許可)を取り消さなければならない。

- (1) 利用許可を受けた日の翌日から起算して30日以内(特別の事情があると市長が認める場合にあつては、市長が定める期間内)に、営業許可(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の許可をいう。次号において同じ。)を受けていないとき、又は店舗において営業を開始しないとき。
- (2) 営業許可を取り消されたとき。
- (3) 利用者が暴力団又は暴力団員であることが判明したとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員に利益を供与したとき。

2 市長は、利用者(第6号にあつては、店舗利用者)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 使用料その他この条例による利用者の義務に属する費用を納期限までに納付しないとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (5) 市場の建物、設備若しくは備品を損傷し、又は滅失したとき。
- (6) 店舗において15日以上営業したことを立証できない月が通算して3月に達したとき。
- (7) 管理に支障を及ぼしたとき。
- (8) 災害その他のやむを得ない事由により施設の利用ができなくなったとき。

- 3 前2項の規定による利用許可の取消し若しくは変更又は利用の制限若しくは停止によって利用者に損失が生じても、本市は、その責めを負わないものとする。

（特別の設備）

第17条 利用者は、施設の利用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（利用の権利の譲渡等の禁止）

第18条 利用者は、施設の利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

（現状変更の禁止）

第19条 店舗利用者は、店舗において営業を開始した後に店舗の現状に変更を加えてはならない。ただし、市長の許可があった場合は、この限りでない。

- 2 第10条第2項の規定は、前項ただし書の許可があった場合について準用する。

（店舗の休業の許可）

第20条 店舗利用者は、引き続き30日以上店舗における営業を休止しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（利用者の義務）

第21条 利用者は、善良な管理者の注意をもって施設を利用しなければならない。

- 2 利用者は、利用許可を受けた施設内の現金及び物品について、自らの責任において、出納し、及び保管しなければならない。

- 3 店舗利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 店舗における営業を開始したとき。

(2) 住所(法人である場合にあっては、所在地)又は電話番号を変更したとき。

(3) 店舗における営業に従事する者に変更があったとき。

- 4 店舗利用者は、店舗において、はえ、ごきぶり、ねずみ等が発生しないように店舗を清潔に保ち、かつ、それらが発生した場合には、直ちに駆除しなければならない。

（報告徴収、立入検査等）

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、利用者に対し、市場の利用の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、その職員に施設内に立ち入り、必要な検査若しくは調査を行わせ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（原状回復の義務）

第23条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちに、自己の費用で施設を原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。

（物件の搬出及び撤去）

第24条 市長は、施設の利用を終了した利用者に対し、市場に放置された物件の搬出又は撤去を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により搬出又は撤去を命じようとする場合において、当該搬出又は撤去を命ずべきものを確知することができない場合は、自ら市場に放置された物件を収容し、又は処分することができる。

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の那覇市公設市場条例（付則第5項において「改正前条例」という。）第3条第1項又は第2項の許可を受けている者は、この条例の施行の日において利用許可を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により店舗に係る利用許可を受けたものとみなされる者については、新たに第8条第1項前段の許可を受けようとする場合を除き、第4条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 4 当分の間、付則第2項の規定により店舗に係る利用許可を受けたものとみなされる者であって、この条例の施行の際現に食品衛生法第54条に規定する営業をして

いないものについては、第16条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

- 5 付則第2項に定めるもののほか、この条例の施行前に改正前条例の規定によりされた許可その他の処分は、改正後の那覇市第一牧志公設市場条例の相当規定によりされた許可その他の処分とみなす。

別表第1(第11条関係)

施設	1平方メートル当たりの月額
1階の店舗の屋外の敷地部分	1,500円
1階の店舗の屋内部分	5,500円
2階の店舗	3,900円
倉庫	660円
作業室	2,400円
事務室	2,400円

備考

- 1 使用料の算定に用いる施設の面積に小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 月の中途において利用許可の期間が開始し、又は終了する場合の当該月分の使用料の額は、日割りにより算定して得た額とする。
- 3 算定した額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2(第11条関係)

施設	1時間当たりの金額
多目的室大	800円
多目的室小	400円
調理体験室	700円
3階のオープンスペースのうちエレベーターの前の部分	500円
3階のオープンスペースのうち多目的室大の前の部分	200円
3階のオープンスペースのうち多目的室小の前の部分	100円

3階のオープンスペースのうち調理体験室の前の部分	200円
--------------------------	------

備考 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として利用する場合における使用料の額は、この表に掲げる金額に1.5を乗じて得た額とする。

別表第3(第11条関係)

空調設備を利用する施設	1時間当たりの金額
多目的室大	100円
多目的室小	100円
調理体験室	200円

那覇市条例第 3 号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市道路の構造の技術的基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市道路の構造の技術的基準等を定める条例

那覇市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年那覇市条例第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、本市が管理する道路を新設し、又は改築する場合に関し、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項、第45条第3項及び第48条の3ただし書の規定に基づき道路の構造の技術的基準、道路標識の寸法等を定め、及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。次条において「移動等円滑化法」という。）第10条第1項の規定に基づき道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法、政令（道路構造令（昭和45年政令第320号）その他の法第30条第3項の規定に基づく政令をいう。次条において同じ。）、標識令等（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）その他の法第45条第2項の規定に基づく内閣府令・国土交通省令をいう。第4条において同じ。）、移動等円滑化法及び移動等円滑化令等（移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。第6条第1項において「移動等円滑化令」という。）その他の移動等円滑化法第10条第1項の規定に基づく省令をいう。第6条第1項において同じ。））において使用する用語の例による。

（道路の構造の技術的基準）

第3条 法第30条第3項の規定により条例で定める道路の構造の技術的基準は、政令に定める基準の例による。この場合において、道路構造令第10条の2第3項及び第11条第4項中「並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチ」とあるのは「並木又はベンチ」と、同令第11条の4の見出し中「植樹帯」とあるのは「植樹帯及び植樹ます」と、同条第1項中「第四種第一級及び第二級」とあるのは「第四種第一級、第二級及び第三級」と、「には、植樹帯」とあるのは「には、植樹帯又は植樹ます（主として樹木を植栽するために、道路の一部において、縁石等

により区画して設けられるものをいう。以下同じ。）」と、「に応じ、植樹帯」とあるのは「に応じ、植樹帯又は植樹ます」と、同条第2項中「植樹帯」とあるのは「植樹帯及び植樹ます」と、「一・五メートル」とあるのは「一メートル」と、同条第3項及び第4項中「植樹帯」とあるのは「植樹帯及び植樹ます」とする。

（道路標識の寸法）

第4条 法第45条第3項の規定により条例で定める道路標識の寸法は、標識令等に定める寸法の例による。ただし、道路の形状、交通の状況等により必要があると市長が認めるときは、安全かつ円滑な交通の確保に支障のない範囲内で、当該寸法を2分の1の寸法まで縮小することができる。

（立体交差とすることを要しない場合）

第5条 法第48条の3ただし書の規定により条例で定める場合は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第35条第1号及び第3号に掲げる場合とする。

（道路移動等円滑化基準）

第6条 道路移動等円滑化基準は、次項に定めるもののほか、移動等円滑化令等に定める基準の例による。この場合において、移動等円滑化令第7条第3項中「並木」とあるのは「並木、植樹ます（主として樹木を植栽するために、道路の一部において、縁石等により区画して設けられるものをいう。）」と、移動等円滑化令第9条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、視覚障害者誘導用ブロック等を設置することによって、視覚障害者の知覚による認識性を高め、その安全な交通を確保することができる場合は、段差を二センチメートル以下とすることができるものとする」とする。

2 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターの籠には、空調設備を設けるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路について、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は、適用しない。

那覇市条例第 4 号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理職員特別勤務手当) 第13条の2 前条第1項の規定により管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が特に必要があると認めるときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (1) 週休日又は休日等(次号において「週休日等」という。)に<u>勤務した場合</u> (2) <u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合</u> 2～3 [略] (扶養手当) 第15条 [略] 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者等(配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又はこれに相当するものとして規則で定める者をいう。以下同じ。)</u> (2)～(6) [略] 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその	(管理職員特別勤務手当) 第13条の2 [略] (1) 週休日又は休日等(次号において「週休日等」という。)に<u>勤務をした場合</u> (2) <u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合 2～3 [略] (扶養手当) 第15条 [略] 2 [略] (1)～(5) [略] 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受け

職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の増減に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域手当)

第16条 [略]

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(2) [略]

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

- 3 [略]

(住居手当)

第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) [略]

- (2) 第19条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅(規

る職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3,500円)とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域手当)

第16条 [略]

- 2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

- 3 [略]

(住居手当)

第18条 [略]

(1) [略]

- (2) 第19条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等(配偶者(婚姻)の届出をし

則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2～3 [略]

(通勤手当)

第19条 [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下この号において「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) [略]

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮し

ていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又はこれに相当するものとして規則で定める者をいう。以下同じ。)が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2～3 [略]

(通勤手当)

第19条 [略]

2 [略]

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(次項において「運賃相当額」という。)

(2) [略]

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮し

て規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 〔略〕

第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)～(2) 〔略〕

(3) 基準日の属する月又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）

て規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4～7 〔略〕

第26条の2 〔略〕

(1)～(2) 〔略〕

(3) 基準日の属する月又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この号において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。以下同じ。）に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）

で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第26条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) [略] 2 [略] 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)～(3) [略] 4～6 [略] (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第28条の2 第10条第1項から第9項まで、第14条、第15条、第17条、<u>第18条</u>及び第27	で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第26条の3 [略] (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) [略] 2 [略] 3 [略] (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)～(3) [略] 4～6 [略] (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第28条の2 第10条第1項から第9項まで、第14条、第15条、第17条及び第27条の規定
---	--

条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	
5 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

[改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300

18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	

62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800		
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100		
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400		
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600		
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900		
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200		
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500		
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700		
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000		
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300		
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500		
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700		
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000		
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300		
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500		
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700		
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300		
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500		
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700		
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000		
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300		
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700		
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500			
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800			
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000			
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200			
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500			
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800			
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000			
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200			
94		299, 400	347, 400					
95		299, 700	347, 800					
96		300, 100	348, 200					
97		300, 300	348, 400					
98		300, 600	348, 800					
99		301, 000	349, 200					
100		301, 400	349, 500					
101		301, 600	349, 800					
102		301, 900	350, 200					
103		302, 200	350, 600					
104		302, 500	351, 000					
105		302, 700	351, 500					

	106		303,000	351,900					
	107		303,300	352,300					
	108		303,600	352,700					
	109		303,800	353,200					
	110		304,200	353,600					
	111		304,600	353,900					
	112		304,900	354,200					
	113		305,100	354,700					
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職員	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000

7	191, 300	239, 000	271, 300	306, 700	331, 700	365, 000	419, 300	484, 000
8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600	421, 100	486, 500
9	194, 500	242, 000	273, 300	309, 100	335, 000	368, 000	422, 700	488, 500
10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600	424, 200	
11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700	
12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000	372, 700	427, 200	
13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600	428, 700	
14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500	430, 000	
15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300	
16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500	
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700	
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000	
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300	
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500	
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700	
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500	
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300	
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100	
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700	
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300	
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900	
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500	
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200	
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000	
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400	
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100	
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600	
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000	
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400	
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800	
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600	
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000	
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300	
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		

51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
86	256, 000	297, 100	346, 000					
87	256, 300	297, 400	346, 400					
88	256, 600	297, 700	346, 800					
89	256, 900	298, 000	347, 000					
90	257, 200	298, 300	347, 400					
91	257, 500	298, 600	347, 800					
92	257, 800	299, 000	348, 200					
93	258, 100	299, 200	348, 400					
94		299, 400	348, 800					

95	299,700	349,200							
96	300,100	349,500							
97	300,300	349,800							
98	300,600	350,200							
99	301,000	350,600							
100	301,400	351,000							
101	301,600	351,500							
102	301,900	351,900							
103	302,200	352,300							
104	302,500	352,700							
105	302,700	353,200							
106	303,000	353,600							
107	303,300	353,900							
108	303,600	354,200							
109	303,800	354,700							
110	304,200								
111	304,600								
112	304,900								
113	305,100								
114	305,300								
115	305,600								
116	306,000								
117	306,200								
118	306,400								
119	306,700								
120	307,000								
121	307,400								
122	307,600								
123	307,900								
124	308,200								
125	308,500								
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正前 別記]

別表第2(第8条関係)

医療職給料表(1)

職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級
-----	------	----	----	----	----

区分					
定 年 前	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用		円	円	円	円
短 時 間	1	291,400	370,000	426,700	484,400
勤 務 職	2	293,700	372,600	428,700	486,200
員 以 外	3	296,000	375,100	430,700	488,000
の職員	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
	41	394,100	447,900	498,400	555,900

42	394, 800	449, 300	500, 200	557, 300
43	395, 400	450, 700	502, 000	558, 700
44	396, 100	452, 100	503, 600	560, 000
45	397, 000	453, 500	505, 000	561, 200
46	397, 600	454, 900	506, 700	562, 200
47	398, 200	456, 300	508, 500	563, 200
48	398, 800	457, 700	510, 200	564, 200
49	399, 400	459, 100	511, 700	565, 200
50	399, 900	460, 800	513, 000	566, 100
51	400, 400	462, 400	514, 300	567, 000
52	400, 900	464, 000	515, 600	567, 900
53	401, 400	465, 600	516, 600	568, 700
54	401, 800	466, 800	517, 900	569, 600
55	402, 200	468, 000	519, 200	570, 500
56	402, 600	469, 100	520, 500	571, 400
57	403, 000	470, 100	521, 500	572, 300
58	403, 400	471, 100	522, 300	573, 200
59	403, 800	472, 000	523, 100	574, 100
60	404, 200	472, 800	523, 900	574, 800
61	404, 600	473, 500	524, 800	575, 700
62	405, 000	474, 200	525, 600	576, 600
63	405, 400	474, 900	526, 400	577, 500
64	405, 800	475, 500	527, 100	578, 400
65	406, 100	476, 200	527, 900	579, 300
66		476, 900	528, 700	
67		477, 500	529, 400	
68		478, 100	530, 300	
69		478, 400	531, 200	
70		479, 000	532, 000	
71		479, 700	532, 900	
72		480, 400	533, 800	
73		480, 800	534, 600	
74		481, 400	535, 500	
75		482, 100	536, 400	
76		482, 800	537, 100	
77		483, 200	537, 900	
78		483, 800	538, 800	
79		484, 400	539, 700	
80		484, 900	540, 600	
81		485, 400	541, 400	
82		485, 900	542, 300	
83		486, 400	543, 200	
84		486, 900	544, 100	
85		487, 300	544, 900	

	86		487, 800	545, 800	
	87		488, 200	546, 700	
	88		488, 700	547, 600	
	89		489, 200	548, 400	
	90		489, 800		
	91		490, 400		
	92		490, 800		
	93		491, 300		
	94		491, 900		
	95		492, 500		
	96		493, 000		
	97		493, 500		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301, 700	円 344, 400	円 399, 500	円 473, 300

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	188, 600	227, 400	258, 500	278, 600	303, 500	341, 100
	2	190, 700	228, 700	259, 700	279, 400	305, 000	342, 800
	3	192, 800	230, 000	260, 800	280, 200	306, 500	344, 500
	4	194, 900	231, 300	261, 900	281, 000	308, 000	346, 100
	5	196, 900	232, 500	263, 000	281, 800	309, 500	347, 700
	6	198, 900	233, 600	263, 800	282, 600	310, 900	349, 400
	7	200, 900	234, 600	264, 600	283, 400	312, 300	351, 000
	8	202, 700	235, 600	265, 400	284, 100	313, 700	352, 600
	9	204, 500	236, 700	266, 200	284, 800	315, 000	354, 200
	10	206, 400	237, 900	267, 000	285, 500	316, 400	355, 900
	11	208, 300	239, 200	267, 800	286, 200	317, 800	357, 600
	12	210, 400	240, 500	268, 600	287, 000	319, 200	359, 200
	13	212, 100	241, 800	269, 400	287, 800	320, 600	360, 700
	14	214, 100	243, 100	270, 200	288, 600	322, 200	362, 400
	15	216, 300	244, 400	271, 000	289, 400	323, 700	364, 000
	16	218, 400	245, 600	271, 800	290, 100	325, 200	365, 600
	17	220, 500	246, 800	272, 600	290, 800	326, 700	367, 200
	18	221, 600	248, 000	273, 400	291, 900	328, 300	368, 800
	19	222, 700	249, 200	274, 200	293, 000	329, 800	370, 400
	20	223, 800	250, 400	275, 000	294, 200	331, 300	372, 000

21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600
22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600
23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600
24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600
25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000
26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700
27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400
28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100
29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800
30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300
31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800
32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300
33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200
36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400

65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400	
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000	
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600	
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100	
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600	
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100	
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600	
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900	
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400	
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800	
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200	
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600	
86		294,100	330,400	351,200		
87		294,300	330,600	351,500		
88		294,500	330,900	351,800		
89		294,900	331,300	352,200		
90		295,100	331,700	352,500		
91		295,300	332,000	352,800		
92		295,500	332,300	353,100		
93		295,900	332,600	353,500		
94		296,100	332,800	353,800		
95		296,300	333,200	354,100		
96		296,600	333,500	354,400		
97		296,900	333,700	354,700		
98		297,100	334,000	355,100		
99		297,300	334,300	355,500		
100		297,600	334,600	355,900		
101		297,900	334,800	356,400		
102		298,100	335,100	356,800		
103		298,300	335,400	357,200		
104		298,600	335,600	357,600		
105		298,900	335,800	358,100		
106			336,000			
107			336,400			
108			336,600			

	109			336,800			
	110			337,200			
	111			337,600			
	112			338,000			
	113			338,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100

28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	

72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	
95	290,800	321,100	354,100	371,900	
96	291,400	321,700	354,700	372,200	
97	292,000	322,200	355,100	372,800	
98	292,500	322,500	355,500	373,300	
99	293,000	323,100	356,000	373,800	
100	293,500	323,700	356,400	374,300	
101	294,000	324,100	356,900	374,900	
102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900	
108	297,100	327,700	359,700	378,400	
109	297,300	328,100	360,100	379,000	
110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600		
115	298,900	330,100	363,100		

116	299, 100	330, 400	363, 500		
117	299, 400	330, 600	363, 900		
118	299, 700	330, 900	364, 300		
119	300, 000	331, 200	364, 800		
120	300, 300	331, 400	365, 300		
121	300, 600	331, 600	365, 700		
122	301, 000	331, 900	366, 200		
123	301, 300	332, 200	366, 700		
124	301, 600	332, 500	367, 200		
125	301, 800	332, 700	367, 500		
126	302, 000	333, 000			
127	302, 300	333, 400			
128	302, 700	333, 600			
129	302, 900	333, 800			
130	303, 200	334, 000			
131	303, 600	334, 400			
132	304, 000	334, 600			
133	304, 200	334, 900			
134	304, 500	335, 300			
135	304, 800	335, 700			
136	305, 100	336, 100			
137	305, 300	336, 400			
138	305, 600	336, 800			
139	305, 900	337, 200			
140	306, 200	337, 600			
141	306, 400	337, 900			
142	306, 800	338, 300			
143	307, 200	338, 600			
144	307, 500	339, 000			
145	307, 700	339, 300			
146	307, 900	339, 700			
147	308, 200	340, 100			
148	308, 600	340, 500			
149	308, 800	340, 800			
150	309, 000	341, 200			
151	309, 300	341, 600			
152	309, 600	342, 000			
153	310, 000	342, 300			
154	310, 200				
155	310, 400				
156	310, 700				
157	311, 000				
158	311, 300				
159	311, 600				

	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)

医療職給料表(1)

職 員 の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級
定 年 前	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用		円	円	円	円
短 時 間	1	291,400	400,300	455,100	549,800
勤 務 職	2	293,700	403,000	457,100	555,900
員 以 外	3	296,000	405,600	459,000	561,200
の 職 員	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	

21	354,000	436,500	491,500
22	357,100	438,000	493,200
23	360,200	439,500	495,000
24	363,200	440,900	496,800
25	366,200	442,300	498,400
26	368,500	443,700	500,200
27	370,800	445,100	502,000
28	373,000	446,500	503,600
29	374,900	447,900	505,000
30	376,600	449,300	506,700
31	378,300	450,700	508,500
32	380,100	452,100	510,200
33	381,900	453,500	511,700
34	383,700	454,900	513,000
35	385,300	456,300	514,300
36	386,700	457,700	515,600
37	388,100	459,100	516,600
38	389,600	460,800	517,900
39	391,100	462,400	519,200
40	392,600	464,000	520,500
41	394,100	465,600	521,500
42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100
44	396,100	469,100	523,900
45	397,000	470,100	524,800
46	397,600	471,100	525,600
47	398,200	472,000	526,400
48	398,800	472,800	527,100
49	399,400	473,500	527,900
50	399,900	474,200	528,700
51	400,400	474,900	529,400
52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800
57	403,000	478,400	534,600
58	403,400	479,000	535,500
59	403,800	479,700	536,400
60	404,200	480,400	537,100
61	404,600	480,800	537,900
62	405,000	481,400	538,800
63	405,400	482,100	539,700
64	405,800	482,800	540,600

	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円
短時間	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
勤務職	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
員以外	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
の職員	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600

12	210, 400	240, 500	271, 800	290, 100	331, 300	379, 600
13	212, 100	241, 800	272, 600	290, 800	332, 800	381, 000
14	214, 100	243, 100	273, 400	291, 900	334, 400	382, 700
15	216, 300	244, 400	274, 200	293, 000	335, 900	384, 400
16	218, 400	245, 600	275, 000	294, 200	337, 400	386, 100
17	220, 500	246, 800	275, 800	295, 400	338, 900	387, 800
18	221, 600	248, 000	276, 600	296, 600	340, 500	389, 300
19	222, 700	249, 200	277, 400	297, 800	342, 100	390, 800
20	223, 800	250, 400	278, 200	299, 000	343, 600	392, 300
21	224, 900	251, 500	279, 000	300, 200	344, 900	393, 600
22	225, 800	252, 400	279, 900	301, 400	346, 400	394, 900
23	226, 700	253, 200	280, 800	302, 600	347, 900	396, 200
24	227, 600	254, 000	281, 600	303, 800	349, 400	397, 300
25	228, 500	254, 800	282, 400	305, 000	350, 900	398, 400
26	229, 400	255, 600	283, 300	306, 200	352, 400	399, 500
27	230, 300	256, 400	284, 200	307, 300	353, 900	400, 600
28	231, 200	257, 200	285, 000	308, 500	355, 300	401, 700
29	232, 100	258, 000	285, 800	309, 800	356, 700	402, 500
30	233, 000	258, 800	286, 900	311, 000	358, 300	403, 300
31	233, 900	259, 600	287, 900	312, 200	359, 800	404, 100
32	234, 800	260, 400	288, 900	313, 400	361, 300	404, 900
33	235, 600	261, 200	289, 900	314, 600	362, 500	405, 300
34	236, 400	262, 000	291, 000	315, 700	363, 600	405, 900
35	237, 200	262, 700	292, 000	316, 900	364, 800	406, 400
36	238, 000	263, 500	293, 000	318, 100	365, 900	406, 800
37	238, 800	264, 400	294, 000	319, 300	366, 900	407, 200
38	239, 600	265, 200	295, 000	320, 600	367, 700	407, 400
39	240, 400	266, 000	296, 000	321, 900	368, 700	407, 700
40	241, 200	266, 800	297, 000	323, 100	369, 800	408, 000
41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600
43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900
44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200
45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400
46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000	
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700	

56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600
78	254,800	291,900	328,600	349,900	
79	255,100	292,200	329,000	350,100	
80	255,300	292,500	329,500	350,400	
81	255,500	292,800	330,000	350,900	
82	255,800	293,100	330,400	351,200	
83	256,100	293,400	330,600	351,500	
84	256,300	293,700	330,900	351,800	
85	256,500	293,900	331,300	352,200	
86		294,100	331,700	352,500	
87		294,300	332,000	352,800	
88		294,500	332,300	353,100	
89		294,900	332,600	353,500	
90		295,100	332,800	353,800	
91		295,300	333,200	354,100	
92		295,500	333,500	354,400	
93		295,900	333,700	354,700	
94		296,100	334,000	355,100	
95		296,300	334,300	355,500	
96		296,600	334,600	355,900	
97		296,900	334,800	356,400	
98		297,100	335,100	356,800	
99		297,300	335,400	357,200	

	100		297, 600	335, 600	357, 600		
	101		297, 900	335, 800	358, 100		
	102		298, 100	336, 000			
	103		298, 300	336, 400			
	104		298, 600	336, 600			
	105		298, 900	336, 800			
	106			337, 200			
	107			337, 600			
	108			338, 000			
	109			338, 200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
		193, 000	219, 600	248, 100	261, 700	287, 300	328, 400

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207, 700	240, 600	281, 800	295, 200	319, 300	362, 000
	2	209, 600	242, 800	282, 300	295, 800	320, 300	363, 700
	3	211, 400	245, 000	282, 800	296, 400	321, 300	365, 400
	4	213, 100	247, 200	283, 300	296, 900	322, 300	367, 100
	5	214, 800	249, 400	283, 800	297, 400	323, 300	368, 900
	6	216, 700	250, 400	284, 300	298, 000	324, 500	370, 900
	7	218, 500	251, 300	284, 800	298, 600	325, 700	372, 900
	8	220, 200	252, 200	285, 300	299, 100	326, 900	374, 900
	9	221, 900	253, 100	285, 800	299, 600	328, 000	376, 600
	10	223, 900	254, 300	286, 300	300, 200	329, 200	378, 700
	11	225, 800	255, 400	286, 800	300, 800	330, 300	380, 800
	12	227, 700	256, 300	287, 300	301, 300	331, 400	382, 800
	13	229, 600	257, 100	287, 800	301, 800	332, 500	384, 700
	14	231, 600	257, 800	288, 300	302, 500	333, 700	386, 300
	15	233, 600	258, 500	288, 800	303, 200	334, 800	388, 100
	16	235, 600	259, 400	289, 300	303, 900	335, 900	389, 900
	17	237, 600	260, 500	289, 800	304, 600	337, 000	391, 600
	18	239, 600	261, 600	290, 300	305, 500	338, 200	393, 300
	19	241, 700	262, 700	290, 800	306, 400	339, 300	395, 200
	20	243, 700	263, 800	291, 300	307, 300	340, 400	396, 900
	21	245, 600	264, 900	291, 800	308, 100	341, 500	398, 600
	22	246, 800	266, 000	292, 300	309, 000	342, 700	400, 300

23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	

67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600	
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200	
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700	
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000	
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500	
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900	
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200	
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800	
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300	
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800	
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300	
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900	
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400	
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900	
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300	
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900	
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400	
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900	
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400	
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000	
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400	
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900	
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400	
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000	
110	297, 600	328, 500	362, 600		

111	297, 800	328, 800	363, 100		
112	298, 100	329, 100	363, 500		
113	298, 400	329, 400	363, 900		
114	298, 600	329, 800	364, 300		
115	298, 900	330, 100	364, 800		
116	299, 100	330, 400	365, 300		
117	299, 400	330, 600	365, 700		
118	299, 700	330, 900	366, 200		
119	300, 000	331, 200	366, 700		
120	300, 300	331, 400	367, 200		
121	300, 600	331, 600	367, 500		
122	301, 000	331, 900			
123	301, 300	332, 200			
124	301, 600	332, 500			
125	301, 800	332, 700			
126	302, 000	333, 000			
127	302, 300	333, 400			
128	302, 700	333, 600			
129	302, 900	333, 800			
130	303, 200	334, 000			
131	303, 600	334, 400			
132	304, 000	334, 600			
133	304, 200	334, 900			
134	304, 500	335, 300			
135	304, 800	335, 700			
136	305, 100	336, 100			
137	305, 300	336, 400			
138	305, 600	336, 800			
139	305, 900	337, 200			
140	306, 200	337, 600			
141	306, 400	337, 900			
142	306, 800	338, 300			
143	307, 200	338, 600			
144	307, 500	339, 000			
145	307, 700	339, 300			
146	307, 900	339, 700			
147	308, 200	340, 100			
148	308, 600	340, 500			
149	308, 800	340, 800			
150	309, 000	341, 200			
151	309, 300	341, 600			
152	309, 600	342, 000			
153	310, 000	342, 300			
154	310, 200				

	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

（那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年那覇市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（給与に関する特例） 第5条 任期付職員には、次の給料表を適用する。 〔表 別記〕 2～3 〔略〕	（給与に関する特例） 第5条 〔略〕 〔表 別記〕 2～3 〔略〕
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

〔改正前 別記〕

〔第5条第1項の表〕

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	〔略〕		<u>266,800</u>	<u>295,300</u>	<u>318,200</u>

〔改正後 別記〕

〔第5条第1項の表〕

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
------	----	----	----	----	----

給料月額(円)	[略]	268,900	300,600	324,900
---------	-----	---------	---------	---------

（那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正）

第3条 那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年那覇市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 （暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関する経過措置） 第11条 [略] 2～6 [略] 7 給与条例第10条第1項から第9項まで、第14条、第15条、第17条、<u>第18条</u>及び第27条の規定は、暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。	付 則 （暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関する経過措置） 第11条 [略] 2～6 [略] 7 給与条例第10条第1項から第9項まで、第14条、第15条、第17条及び第27条の規定は、暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。
備考 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中那覇市職員の給与に関する条例第26条の2及び第26条の3の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。
（号給の切替え）
- 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の那覇市職員の給与に関する条例第8条第1項の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
（切替日前の異動者の号給の調整）
- 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において当該異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例第15条の規定の適用については、同条第1項中「支給する。」とあるものは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、

支給しない。」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者等

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(規則への委任)

- 5 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

付則別表(付則第2項関係)

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3

31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		

73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2

40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	

82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10

23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52

65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			

107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19

32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	

74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			

116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

那覇市条例第 5 号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに
公布する。

那覇市長 知念 寛

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(那覇市公害防止条例の一部改正)

第1条 那覇市公害防止条例(昭和62年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(措置の届出) 第17条 第12条の規定による勧告又は第13条第1項若しくは前条第2項の規定による命令を受けた者がその勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 (罰則) 第30条 第13条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。 第31条 第16条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。	(措置の届出) 第17条 第12条の規定による勧告又は第13条若しくは前条第2項の規定による命令を受けた者がその勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 (罰則) 第30条 第13条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。 第31条 第16条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に	第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に

関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第3条 那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年那覇市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 6 次に掲げる者が、正当な理由がなく、施行日前において旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下この項及び次項において「旧実施機関」という。)が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書(旧個人情報を含む情報の集合物であって、特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)に限る。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第5項に規定する実施機関の職員(以下この号において「旧実施機関の職員」という。)である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者 (2)～(3) [略] 7 前項各号に掲げる者が、施行日前に職務又は業務の処理に関して知り得た旧実施機関が保有していた旧条例第2条第9号に規定する保有個人情報(付則第9項におい	付 則 6 次に掲げる者が、正当な理由がなく、施行日前において旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下この項及び次項において「旧実施機関」という。)が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書(旧個人情報を含む情報の集合物であって、特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)に限る。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関の職員(以下この号において「旧実施機関の職員」という。)である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者 (2)～(3) [略] 7 前項各号に掲げる者が、施行日前に職務又は業務の処理に関して知り得た旧実施機関が保有していた旧条例第2条第9号に規定する保有個人情報(付則第9項におい

て「旧保有個人情報」という。)を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	て「旧保有個人情報」という。)を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(罰則の適用等に関する経過措置)

第4条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定により、なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(有期のものに限る。以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

付 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(令和7年6月1日)から施行する。ただし、第1条中那覇市公害防止条例第17条の改正規定及び同条例第30条の改正規定(「第13条第1項」を「第13条」に改める部分に限る。)並びに第3条中那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例付則第6項の改正規定(同項第1号中「第2条第5項」を「第2条第5号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

那覇市条例第 6 号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市立認定こども園条例及び那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市立認定こども園条例及び那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（那覇市立認定こども園条例の一部改正）

第1条 那覇市立認定こども園条例（平成27年那覇市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市立認定こども園条例</u> （設置） 第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の規定に基づく施設として、<u>幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園</u>（以下「こども園」という。）を設置する。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）<u>幼保連携型認定こども園</u> 法第2条第7項の幼保連携型認定こども園をいう。 （2）<u>保育所型認定こども園</u> 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の保育所で法第3条第1項の認定を受けたものをいう。 （類型、名称及び位置） 第3条 こども園の<u>類型</u>、名称及び位置は、次の表のとおりとする。 〔表 別記〕	<u>那覇市立こども園条例</u> （設置） 第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の規定に基づく施設として、<u>こども園</u>を設置する。 （定義） 第2条 この条例において「<u>こども園</u>」とは、<u>法第2条第7項の幼保連携型認定こども園をいう。</u> （名称及び位置） 第3条 こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 〔表 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正前の欄中の表（以下「改正表」という。）及びこれに対応する改正後の欄中の表（以下「改正後表」という。）に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

[改正前 別記]

[第3条の表]

類型	名称	位置
幼保連携型認定こども園	那覇市立開南こども園	那覇市泉崎1丁目1番5号
	那覇市立壺屋こども園	那覇市牧志3丁目14番12号
	那覇市立天妃こども園	那覇市久米1丁目3番2号
	那覇市立泊こども園	那覇市泊2丁目23番地9
	那覇市立那覇こども園	那覇市前島1丁目7番1号
	那覇市立与儀こども園	那覇市与儀1丁目1番1号
	那覇市立真嘉比こども園	那覇市真嘉比1丁目18番1号
	那覇市立真和志こども園	那覇市寄宮3丁目1番1号
	那覇市立上間こども園	那覇市長田2丁目11番60号
	那覇市立城北こども園	那覇市首里石嶺町1丁目162番地
	那覇市立城南こども園	那覇市首里崎山町4丁目35番地2
	那覇市立城西こども園	那覇市首里真和志町1丁目5番地
	那覇市立大名こども園	那覇市首里大名町1丁目49番地
	那覇市立小禄南こども園	那覇市小禄4丁目14番地1
	那覇市立天久みらいこども園	那覇市天久1丁目4番1号
	那覇市立大道みらいこども園	那覇市字大道146番地1
保育所型認定こども園	那覇市立久場川みらいこども園	那覇市首里久場川町2丁目18番10号
	那覇市立宇栄原みらいこども園	那覇市宇栄原4丁目17番10号
備考 こども園の名称中に「みらいこども園」とあるものは、ア及びイに掲げる者を入園の対象とし、その他のこども園は、アに掲げる者を入園の対象とする。		
ア 満3歳以上の小学校就学の始期に達するまでの子ども		
イ 満3歳未満の保育を必要とする子ども		

[改正後 別記]

[第3条の表]

名称	位置
那覇市立開南こども園	那覇市泉崎1丁目1番5号
那覇市立壺屋こども園	那覇市牧志3丁目14番12号
那覇市立天妃こども園	那覇市久米1丁目3番2号
那覇市立泊こども園	那覇市泊2丁目23番地9
那覇市立那覇こども園	那覇市前島1丁目7番1号
那覇市立与儀こども園	那覇市与儀1丁目1番1号
那覇市立真嘉比こども園	那覇市真嘉比1丁目18番1号
那覇市立真和志こども園	那覇市寄宮3丁目1番1号
那覇市立上間こども園	那覇市長田2丁目11番60号
那覇市立城北こども園	那覇市首里石嶺町1丁目162番地
那覇市立城南こども園	那覇市首里崎山町4丁目35番地2
那覇市立城西こども園	那覇市首里真和志町1丁目5番地

那覇市立大名こども園	那覇市首里大名町1丁目49番地
那覇市立小禄南こども園	那覇市小禄4丁目14番地1
那覇市立天久みらいこども園	那覇市天久1丁目4番1号
那覇市立大道みらいこども園	那覇市字大道146番地1
那覇市立久場川みらいこども園	那覇市首里久場川町2丁目18番10号
那覇市立宇栄原みらいこども園	那覇市宇栄原4丁目17番10号
備考 こども園の名称中に「みらいこども園」とあるものは、ア及びイに掲げる者を入園の対象とし、その他のこども園は、アに掲げる者を入園の対象とする。 ア 満3歳以上の小学校就学の始期に達するまでの子ども イ 満3歳未満の保育を必要とする子ども	

（那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年那覇市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（13） [略] （14） <u>保育手当</u> （<u>保育手当</u>） 第16条 <u>那覇市立認定こども園条例（平成27年那覇市条例第50号）第2条第2号の保育所型認定こども園の保育教諭が保育の業務に従事したときに、従事した日1日につき、800円を超えない範囲内で規則で定める額を支給する。</u> （手当額の特例） 第17条 [略] 2 次に掲げる特殊勤務手当の支給される勤務に従事した時間が勤務の特殊性を考慮して規則で定める時間に満たないときは、当該手当は支給しない。 （1）～（3） [略] （4） <u>保育手当</u> 第18条 [略]	（特殊勤務手当の種類） 第2条 [略] （1）～（13） [略] （手当額の特例） 第16条 [略] 2 [略] （1）～（3） [略] 第17条 [略]
備考 1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

那覇市条例第 7 号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報酬額) 第2条 報酬は、月額、日額又は時給により支給し、その区分及び額は、別表のとおりとする。 (報酬の支給日) 第6条 [略] 2 [略] [別表 別記]	(報酬額) 第2条 報酬は、<u>年額</u>、月額、日額又は時給により支給し、その区分及び額は、別表のとおりとする。 <u>第2条の2 年額による報酬は、会計年度ごとに支給する。</u> (報酬の支給日等) <u>第6条 年額による報酬は、当該会計年度の次の会計年度の4月末日までに支給する。ただし、報酬の額の確定に時間を要する場合その他の特別の事情がある場合は、この限りでない。</u> <u>2</u> [略] <u>3</u> [略] [別表 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条、第8条関係)

職種別		報酬		費用弁償
[略]		[略]		[略]
農業委員会	会長	月額	[略]	
	会長代理	月額	[略]	

	委員	月額	[略]
[略]			
[略]			

[改正後 別記]

別表(第2条、第8条関係)

職種別		報酬		費用弁償
〔略〕				〔略〕
農業委員会	会長	年額	農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第6条第2項に規定する農地等の利用の最適化の推進(以下「農地等の利用の最適化の推進」という。)の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額	
		月額	〔略〕	
	会長代理	年額	農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額	
		月額	〔略〕	
	委員	年額	農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額	
		月額	〔略〕	
〔略〕				
〔略〕				

那覇市条例第 8 号
令和 7 年 3 月 26 日
公 布 済

那覇市政功労者表彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市政功労者表彰条例の一部を改正する条例

那覇市政功労者表彰条例(1961年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 〔略〕 2 前項に該当する者で、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、現に執行中の者又は選挙権の停止処分中<u>の者は</u>表彰しない。 第9条 市長は、功労者が次の各号の一に該当するとき、又は本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉を失墜したときは、第6条の規定による功労者としての待遇を停止することができる。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 〔略〕	第2条 〔略〕 2 前項に該当する者で、<u>拘禁刑</u>以上の刑（<u>刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。第9条第1号において同じ。）に</u>処せられ、現に執行中<u>のもの又は</u>選挙権の停止処分中<u>のものは、</u>表彰しない。 第9条 〔略〕 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則
この条例は、令和7年6月1日から施行する。

那覇市条例第9号
令和7年3月26日
公 布 済

那覇市名誉市民条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市名誉市民条例の一部を改正する条例

那覇市名誉市民条例(1963年那覇市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(称号を贈る条件) 第2条 〔略〕 2 前項に規定する条件に該当する者が<u>死亡した</u>ときは、同項の称号を追贈することができる。 3 〔略〕	(称号を贈る条件) 第2条 〔略〕 2 前項に規定する条件に該当する者が<u>死亡している</u>ときは、同項の称号を追贈することができる。 3 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第10号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(扶養手当) 第7条 [略] 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又はこれに相当するものとして管理者が定める者</u> (2)～(5) [略] (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第20条 第7条、<u>第8条</u>及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 付 則 2 令和14年3月31日までの間、第2条第1項中「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第20条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは、「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第20条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。))及び那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号)付則<u>第3条第4項</u>に規定する暫定再任用短時間勤務職員」とする。 3 令和14年3月31日までの間、第7条、<u>第8条</u>及び第15条の規定は、那覇市職員の定	(扶養手当) 第7条 [略] 2 [略] (1)～(4) [略] (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第20条 第7条及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 付 則 2 令和14年3月31日までの間、第2条第1項中「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第20条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは、「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第20条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。))及び那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号)付則<u>第4条第3項</u>に規定する暫定再任用短時間勤務職員」とする。 3 令和14年3月31日までの間、第7条及び第15条の規定は、那覇市職員の定年年齢の

年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例付則第3条第4項に規定する暫定再任用常時勤務職員及び同条例付則第4条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員には、適用しない。	引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例付則第3条第4項に規定する暫定再任用常時勤務職員及び同条例付則第4条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員には、適用しない。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第2項の改正規定 公布の日
- (2) 第7条第2項の改正規定 令和8年4月1日

那覇市条例第11号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市下水道条例の一部を改正する条例

那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定工事店の指定) 第11条 指定工事店は、次に掲げる要件のいずれにも適合する者のうちから管理者が指定する。 (1) <u>責任技術者が1名以上専属していること。</u> (2)～(4) [略] (5) 指定工事店の事業主が責任技術者である場合において、この者が法第5章の規定により<u>懲役若しくは罰金刑に</u>処せられ、又は第54条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行が終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過していること。 (6)～(7) [略] (指定の申請及び添付書類) 第12条 指定工事店の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、管理者に申請書を提出しなければならない。 (1) <u>専属する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類</u> (2) 個人の場合は、<u>住民票記載事項証明書</u> (3)～(4) [略] 2 [略] (指定の更新及び届出義務)	(指定工事店の指定) 第11条 [略] (1) <u>管理者が定める方法により責任技術者を選任していること。</u> (2)～(4) [略] (5) 指定工事店の事業主が責任技術者である場合において、この者が法第5章の規定により<u>拘禁刑(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)第376条の規定による改正前の法第5章に規定する懲役を含む。)</u>若しくは罰金刑に処せられ、又は第54条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行が終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過していること。 (6)～(7) [略] (指定の申請及び添付書類) 第12条 [略] (1) <u>管理者が定める方法により選任した責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類</u> (2) 個人の場合は、<u>住民票の写し</u> (3)～(4) [略] 2 [略] (指定の更新及び届出義務)

第16条 〔略〕 2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を書面により管理者に届けなければならない。 (1)～(2) 〔略〕 (3) <u>責任技術者</u>に異動があったとき。 (4) 〔略〕 3～4 〔略〕	第16条 〔略〕 2 〔略〕 (1)～(2) 〔略〕 (3) <u>管理者が定める方法により選任した責任技術者</u>に異動があったとき。 (4) 〔略〕 3～4 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第11条第5号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

那覇市条例第12号
令和 7 年 3 月 26 日
公 布 済

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(減免) 第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用料を減免することができる。 (1)～(2) [略] (3) 地震、火災、水害等の災害により行政財産を応急収容施設として短期間使用させるとき。 (4)～(5) [略]	<u>(那覇市営住宅を緊急やむを得ない理由により使用させる場合の使用料)</u> <u>第3条の3 第3条の規定にかかわらず、那覇市営住宅を緊急やむを得ない理由により使用させる場合の使用料は、月額とし、その額は、那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)第14条、第17条第3項(同条例第44条において準用する場合を含む。)及び第45条の規定による家賃の例による。</u> (減免) 第4条 [略] (1)～(2) [略] (3) 地震、火災、水害等の災害<u>その他の緊急やむを得ない理由</u>により行政財産を応急収容施設として短期間使用させるとき。 (4)～(5) [略]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

那覇市条例第13号
令和 7 年 3 月 26 日
公 布 済

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例(昭和47年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(欠格条項) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) [略]	(欠格条項) 第7条 [略] (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この号において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。)に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則
この条例は、令和7年6月1日から施行する。

那覇市条例第14号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例(昭和47年那覇市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職報償金の制限) 第7条 退職報償金は、次の各号の<u>一</u>に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(4) [略] [別表 別記]	(退職報償金の制限) 第7条 退職報償金は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑(<u>刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この号において「旧刑法」という。)</u>第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。)に処せられた者 (2)～(4) [略] [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上10	10年以上15	15年以上20	20年以上25	25年以上30	30年以上

	年未満	年未満	年未満	年未満	年未満	
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

勤務年数	階級				
	団長	副団長	分団長	副分団長	団員
5年以上10年未満	239,000円	229,000円	219,000円	214,000円	200,000円
10年以上15年未満	344,000円	329,000円	318,000円	303,000円	264,000円
15年以上20年未満	459,000円	429,000円	413,000円	388,000円	334,000円
20年以上25年未満	594,000円	534,000円	513,000円	478,000円	409,000円
25年以上30年未満	779,000円	709,000円	659,000円	624,000円	519,000円
30年以上35年未満	979,000円	909,000円	849,000円	809,000円	689,000円
35年以上	1,079,000円	1,009,000円	949,000円	909,000円	789,000円

那覇市条例第15号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 〔略〕 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	(期末手当) 第4条 〔略〕 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

第2条 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 〔略〕 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	(期末手当) 第4条 〔略〕 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の那覇市特別職職員の給与に関する条例(次項において「第1条改正後条例」という。)の規定は、令和6年11月30日から適用する。
(期末手当の内払)
- 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の那覇市特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

那覇市条例第16号
令和 7 年 3 月 26 日
公 布 済

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

那覇市学校給食センター設置条例(昭和47年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
(名称及び位置) 第2条 給食センターの施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>開南学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> </table>	名称	位置	[略]		開南学校給食センター	[略]	(名称及び位置) 第2条 [略] <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>開南学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>与儀学校給食センター</td><td>那覇市与儀1丁目1番1号</td></tr> </table>	名称	位置	[略]		開南学校給食センター	[略]	与儀学校給食センター	那覇市与儀1丁目1番1号
名称	位置														
[略]															
開南学校給食センター	[略]														
名称	位置														
[略]															
開南学校給食センター	[略]														
与儀学校給食センター	那覇市与儀1丁目1番1号														
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。															

付 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

那覇市条例第17号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(失業者の退職手当) 第14条 [略] 2～7 [略] 8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) [略] (4) <u>職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)～(6) [略] 9～10 [略] 11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> (1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> (2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相</u>	(失業者の退職手当) 第14条 [略] 2～7 [略] 8 [略] (1)～(3) [略] (4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)～(6) [略] 9～10 [略] 11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>

当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

12～14 〔略〕

（退職手当の支払の差止め）

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 〔略〕

2～4 〔略〕

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 〔略〕

(2) 当該支払差止処分を受けた者につ

12～14 〔略〕

（退職手当の支払の差止め）

第17条 〔略〕

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この号において「旧刑法」という。))第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。以下同じ。))が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 〔略〕

2～4 〔略〕

5 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 当該支払差止処分を受けた者につ

いて、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)～(3) [略]

2～6 [略]

（退職をした者の退職手当の返納）

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理

いて、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第18条 [略]

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)～(3) [略]

2～6 [略]

（退職をした者の退職手当の返納）

第19条 [略]

機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)～(3) 〔略〕

2～6 〔略〕

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第21条 〔略〕

2～3 〔略〕

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)～(3) 〔略〕

2～6 〔略〕

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第21条 〔略〕

2～3 〔略〕

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 〔略〕

付 則

20 平成16年3月31日に国立大学法人法附則別表第1の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等(国立大学法人及び同法第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後、当該国立大学法人等の要請に応じることなく引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

21 旧機関の職員が、第10条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

23 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第14条第7項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

5～8 〔略〕

付 則

20 平成16年3月31日に国立大学法人法附則別表の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等(国立大学法人及び同法第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後、当該国立大学法人等の要請に応じることなく引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

21 旧機関の職員が、第10条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

23 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第14条第7項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔表 略〕	〔表 略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第20項及び第21項の改正規定 公布の日

(2) 第17条第1項第1号及び同条第5項第2号の改正規定、第18条の見出し及び同条第1項第1号の改正規定、第19条第1項第1号の改正規定並びに第21条第4項の改正規定 令和7年6月1日

(経過措置)

- 2 改正後の第14条第8項(第4号に係る部分に限り、同条第12項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(那覇市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員又は同条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者であって、退職したものをいう。以下同じ。)であって施行日以後に職業に就いたものに支給する退職手当について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに支給する退職手当については、なお従前の例による。

那覇市条例第18号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第6条の2 [略] 2 任命権者は、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び次条において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により、規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。 3 [略] (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第6条の3 [略] 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第6条第1項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項、第5項及び第6項において同じ。)をさせてはならない。 3～6 [略]	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第6条の2 [略] 2 任命権者は、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び次条において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(<u>第11条の3第1項において「配偶者等」という。</u>)で負傷、疾病又は老齢により、規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。 3 [略] (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第6条の3 [略] 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第6条第1項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項、第5項及び第6項において同じ。)をさせてはならない。 3～6 [略]

	<u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> <u>第11条の3 任命権者は、職員から当該職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至った旨の申出があったときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、当該職員の介護両立支援制度等の利用に係る意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第11条の4 任命権者は、介護両立支援制度等に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 職員に対する研修の実施</u> <u>（2） 相談体制の整備</u> <u>（3） その他勤務環境の整備に関する措置</u>
備考	1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第6条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

那覇市条例第19号
令和 7 年 3 月 26 日
公 布 済

那覇市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員定数条例の一部を改正する条例

那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) [略] (5) 教育委員会の事務局の職員 145人 (6) 教育委員会の所管に属する教育機関の職員 259人 (7)～(9) [略]	(職員の定数) 第2条 [略] (1)～(4) [略] (5) 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 404人 (6)～(8) [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

那覇市条例第20号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>目次</u> <u>第1条(常任委員会の設置)</u> <u>第2条(常任委員会の名称、委員定数、その所管事項及び所属)</u> <u>第3条(常任委員会の委員の任期)</u> <u>第4条(議会運営委員会の設置、委員定数及び任期)</u> <u>第5条(常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期の起算)</u> <u>第6条(特別委員会の設置、委員定数及び任期)</u> <u>第7条(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)</u> <u>第8条(委員の選任)</u> <u>第9条(委員長及び副委員長)</u> <u>第10条(委員長及び副委員長がともにな いときの互選)</u> <u>第11条(委員長の議事整理権、秩序保持 権)</u> <u>第12条(委員長の職務代行)</u> <u>第13条(委員長、副委員長の辞任)</u> <u>第14条(議会運営委員会及び特別委員会 の委員の辞任)</u> <u>第15条(招集)</u> <u>第16条(定足数)</u> <u>第17条(表決)</u> <u>第18条(委員長及び委員の除斥)</u> <u>第19条(委員会の公開等)</u> <u>第20条(秘密会)</u> <u>第21条(出席説明の要求)</u> <u>第22条(秩序保持に関する措置)</u> <u>第23条(公聴会開催の手続)</u>	

第24条(意見を述べようとする者の申出)

第25条(公述人の決定)

第26条(公述人の発言)

第27条(委員と公述人の質疑)

第28条(代理人又は文書による意見の陳述)

第29条(参考人)

第30条(記録)

第31条(会議規則への委任)

付則

(委員会の開会方法の特例)

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのできる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 [略]

(委員会の開会方法の特例)

第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのできる方法(以下「オンラインによる方法」という。)によって、委員会を開会することができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 [略]

(意見を述べようとする者の申出) 第24条 〔略〕 (公述人の決定) 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書</u>で申し出た者その他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>かたよらない</u>ように公述人を選ばなければならない。 3 〔略〕 (代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書</u>で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 2 〔略〕 (参考人) 第29条 〔略〕 2 〔略〕 3 参考人は、オンラインによる<u>方法で委員会に出席</u>することができる。 4 〔略〕 (記録) 第30条 〔略〕	(意見を述べようとする者の申出) 第24条 〔略〕 <u>2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条第1項において同じ。)を使用する方法により行うことができる。</u> (公述人の決定) 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者その他の者の中から</u>、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>偏らない</u>ように公述人を選ばなければならない。 3 〔略〕 (代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見</u>を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 2 〔略〕 (参考人) 第29条 〔略〕 2 〔略〕 3 参考人は、オンラインによる<u>方法により委員会</u>で意見を述べることができる。 4 〔略〕 (記録) 第30条 〔略〕
---	---

2 <u>前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合にあっては、委員長は、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとるものとする。</u> 3 <u>前2項の記録は、議長が保管する。</u>	2 <u>前項の記録は、議長が保管する。</u> 3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第21号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	[略]
	那覇市真和志複合施設建設委員会	真和志複合施設の建設に係る基本計画の策定に関すること。
	那覇市軍用地跡地利用審議会	[略]
	[略]	
	那覇市住宅政策等審議会	[略]
	那覇市新真和志複合施設整備事業者選定委員会	新真和志複合施設の設計、建設、維持管理等を行う事業者の選定に関すること。
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	[略]
	那覇市軍用地跡地利用審議会	[略]
	[略]	
	那覇市住宅政策等審議会	[略]
[略]		

那覇市条例第22号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表（第28条関係）

区分		手数料
[略]		
一般廃棄物（し尿又は浄化槽汚泥）の処分	[略]	
	公共下水道の供用が開始されている区域の浄化槽汚泥	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表（第28条関係）

区分		手数料
[略]		
一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥又はビルピット汚泥（し尿を含むものに限る。））の処分	[略]	
	公共下水道の供用が開始されている区域の浄化槽汚泥又はビルピット汚泥（し尿を含むものに限る。）	[略]
	[略]	
[略]		

那覇市条例第23号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例(平成17年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例</u> (設置) 第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条の精神障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、<u>那覇市精神障がい者地域生活支援センター</u>(以下「センター」という。)を設置する。 (利用時間等) 第4条 センターの利用時間は、午前9時から<u>午後7時</u>までとする。ただし、第9条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用時間を変更することができる。 2 センターは、<u>毎日開館</u>する。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。	<u>那覇市精神障がい者地域活動支援センター条例</u> (設置) 第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条第<u>1項</u>の精神障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、<u>那覇市精神障がい者地域活動支援センター</u>(以下「センター」という。)を設置する。 (利用時間及び休館日) 第4条 センターの利用時間は、午前9時から<u>午後6時</u>までとする。ただし、第9条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用時間を変更することができる。 2 センターの<u>休館日は、次に掲げる日とする</u>。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に<u>開館し、又は休館</u>することができる。 (1) <u>日曜日</u> (2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u> (3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u> (4) <u>6月23日(慰霊の日)</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

那覇市条例第24号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	(期末手当) 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

第2条 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職に	(期末手当) 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算につい

あつたものとする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	あつたものとする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「第1条改正後条例」という。)の規定は、令和6年11月30日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

那覇市条例第25号
令和 7 年 3 月 26 日
公 布 済

那覇市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市開発行為の許可等に関する条例(平成24年那覇市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第14条関係)

事務	手数料の名称	区分	手数料の額
[略]			
7 法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	[略]		用紙1枚につき 470円
8 法第29条第1項の許可を要しないことの証明書の交付	開発許可不要証明書交付手数料		[略]

[改正後 別記]

別表(第14条関係)

事務	手数料の名称	区分	手数料の額
[略]			
7 法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	[略]		調書1通又は図面1通につき 470円
8 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条第1項の規定に基づく証明書の交付(法第53条第1項の規定に係るものを除く。)	開発行為等適合証明書交付手数料		[略]

那覇市条例第26号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第4第5項及び同表第6項の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理した審査の事務の手数料について適用し、同日前に申請を受理した審査の事務の手数料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～4 [略]

- 5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下

「基準省令」という。)第10条第2号イ(1)又はロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された住戸

(ア) 1戸のもの 24,000円

(イ) 2戸から5戸までのもの 49,000円

(ウ) 6戸から10戸までのもの 69,000円

(エ) 11戸から25戸までのもの 98,000円

(オ) 26戸から50戸までのもの 142,000円

(カ) 51戸から100戸までのもの 205,000円

(キ) 101戸から200戸までのもの 281,000円

(ク) 201戸から300戸までのもの 371,000円

(ケ) 301戸以上のもの 433,000円

イ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された住戸

(ア) 1戸のもの 11,000円

(イ) 2戸から5戸までのもの 22,000円

(ウ) 6戸から10戸までのもの 33,000円

(エ) 11戸から25戸までのもの 47,000円

(オ) 26戸から50戸までのもの 72,000円

(カ) 51戸から100戸までのもの 110,000円

(キ) 101戸から200戸までのもの 158,000円

(ク) 201戸から300戸までのもの 205,000円

(ケ) 301戸以上のもの 229,000円

ウ 共同住宅等の共用部分

(ア) 300平方メートル未満のもの 78,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 103,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 129,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 205,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 266,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 322,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 372,000円

エ 住宅以外の用途に供する部分で標準入力法又は主要室入力法の場合

(ア) 300平方メートル未満のもの 162,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 203,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 265,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル

		未満のもの 379,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 471,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 560,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 637,000円 オ 住宅以外の用途に供する部分でモデル建物法の場合 (ア) 300平方メートル未満のもの 62,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 79,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 105,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 173,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 230,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 279,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 325,000円
(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(住宅以外の用途に供する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。)</u>又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア 住戸 (ア) 1戸のもの 3,300円 (イ) 2戸から5戸までのもの 6,900円 (ウ) 6戸から10戸までのもの 11,000円 (エ) 11戸から25戸までのもの 20,000円 (オ) 26戸から50戸までのもの 34,000円 (カ) 51戸から100戸までのもの 62,000円 (キ) 101戸から200戸までのもの 100,000円 (ク) 201戸から300戸までのもの 129,000円 (ケ) 301戸以上のもの 137,000円 イ 共同住宅等の共用部分 (ア) 300平方メートル未満のもの 6,900円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 12,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円

	に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「評価機関等」という。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 62,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 100,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 129,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 158,000円 ウ 住宅以外の用途に供する部分 (ア) 300平方メートル未満のもの 6,900円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 12,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 62,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 100,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 129,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 158,000円
[略]		

備考

- 1 「標準入力法又は主要室入力法の場合」とは、法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものとして、基準省令第1条第1項第1号イに定める基準の適合を確認する方法により算定し、提出された場合をいう。
 - 2 「モデル建物法の場合」とは、法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものとして、基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準の適合を確認する方法により算定し、提出された場合をいう。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)	法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ判定に係る建築物の評価対象床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(評価対象床面積がない場合にあつては、83,000円) ア 標準入力法又は主要室入力法の場合(ウに掲げる場合を除く。) (ア) 300平方メートル未満のもの 215,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 269,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 494,000円

		(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 608,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 719,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 820,000円 イ モデル建物法の場合(ウに掲げる場合を除く。) (ア) 300平方メートル未満のもの 83,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 106,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 139,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 223,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 291,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 410,000円 ウ 標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法の場合(法第35条第1項の認定を受けた法第34条第3項に規定する他の建築物に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 77,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 121,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 190,000円
(2)	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該計画の変更に係る建築物の部分の評価対象床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(評価対象床面積がない場合にあつては、41,500円) ア 標準入力法又は主要室入力法の場合(ウに掲げる場合を除く。) (ア) 300平方メートル未満のもの 107,500円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 134,500円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 173,500円

		(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 247,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 304,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 359,500円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 410,000円 イ モデル建物法の場合(ウに掲げる場合を除く。) (ア) 300平方メートル未満のもの 41,500円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 53,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 69,500円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 111,500円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 145,500円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 174,500円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 205,000円 ウ 標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法の場合(法第35条第1項の認定を受けた法第34条第3項に規定する他の建築物に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 5,500円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 8,500円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 13,500円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 38,500円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 60,500円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 76,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 95,000円
(3)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付	(2)の号に定める額と同額

(4) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査((5)の号に該当する場合を除く。)	申請に係る建築物(法第34条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、<u>それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)</u> ア 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準(同号の工場等にあつては、同号ロ(1)に定める基準)に適合するものとして申請された非住宅部分 (ア) 300平方メートル未満のもの 215,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 269,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 494,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 608,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 719,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 820,000円 イ 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(同号の工場等にあつては、同号ロ(2)に定める基準)に適合するものとして申請された非住宅部分 (ア) 300平方メートル未満のもの 83,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 106,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 139,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 223,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 291,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 410,000円 ウ 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅に係るものを除く。) (ア) 200平方メートル未満のもの 34,000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 38,000円
--	---

		エ <u>基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅に係るものを除く。)</u> (ア) 200平方メートル未満のもの 18,000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 19,000円 オ <u>基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅に係るものに限る。)</u> (ア) 300平方メートル未満のもの 66,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 110,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 186,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの 265,000円 カ <u>基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅に係るものに限る。)</u> (ア) 300平方メートル未満のもの 33,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 55,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 98,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの 148,000円
(5)	法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	申請に係る建築物(法第34条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、<u>それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額</u>(当該申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア <u>非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又はイ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u> (ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 77,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 121,000円

			(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 190,000円 イ 住宅部分(共同住宅に係るものを除く。) (ア) 200平方メートル未満のもの 6,000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 6,000円 ウ 住宅部分(共同住宅に係るものに限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 44,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの 77,000円
(6)	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査((7)の号に該当する場合を除く。)		(4)の号の規定により合算した額の2分の1の額(申請に併せて法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)
(7)	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(変更部分について法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関に限る。))による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査		(5)の号の規定により合算した額の2分の1の額(申請に併せて法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)
(8)	法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査((9)の号に該当する場合を除く。)	建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額 ア 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 215,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未

		数料	満のもの 269,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 494,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 608,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 719,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 820,000円 イ 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 83,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 106,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 139,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 223,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 291,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 410,000円 ウ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 200平方メートル未満のもの 34,000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 38,000円 エ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 200平方メートル未満のもの 18,000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 19,000円 オ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 66,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 110,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 186,000円
--	--	----	--

			(エ) 5,000平方メートル以上のもの 265,000円 カ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 33,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 55,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 98,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの 148,000円
(9)	法第41条第1項の規定に基づく建築物(法第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関に限る。)による審査を受けたものに限る。)のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額 ア 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号イ及びロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 77,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 121,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 190,000円 イ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)、イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 200平方メートル未満のもの 6,000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 6,000円 ウ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)、イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 44,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの 77,000円

備考

- 1 「評価対象床面積」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項の床面積から工場等部分の床面積を除いたもの(増築又は改築の場合で既存の部分の設計一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。)の評価を行わないときは、当該既存の部分に係る床面積は除く。)をいう。
- 2 前項の「工場等部分」とは、建築物のうち、工場、危険物の貯蔵場、水産物の増殖場、倉庫その他これらに類するものの用途に供する部分であって、基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量の算定対象としない部分として市長が定めるものをいう。
- 3 「標準入力法又は主要室入力法の場合」とは、法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能確保計画が基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された場合をいう。
- 4 「モデル建物法の場合」とは、前項の建築物エネルギー消費性能確保計画が基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された場合をいう。
- 5 「標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法の場合」とは、第3項又は前項に規定する場合をいう。
- 6 「登録機関」とは、法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

7～8 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～4 [略]

5 [略]

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	次のアからスまでに掲げる申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、当該アからスまでに定める額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、その額に当該申請に係る建築物ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、その額に第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された非住宅部分(全部又は一部を工場等(基準省令第10条第1号に規定する工場等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限

			る。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 215,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 269,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 347,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 494,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 608,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 719,000円 (キ) 25,000平方メートル以上 820,000円
		イ	基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限る。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 83,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 106,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 139,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 223,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 291,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 349,000円 (キ) 25,000平方メートル以上 410,000円
		ウ	基準省令第10条第1号ロ(1)に適合するものとして申請された非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限る。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 23,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 31,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 42,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル

			未満 97,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 143,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 176,000円 (キ) 25,000平方メートル以上 217,000円 エ 基準省令第10条第1号ロ(2)に適合するものとして申請された非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限る。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 20,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 27,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 37,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 91,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 136,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 168,000円 (キ) 25,000平方メートル以上 208,000円 オ 基準省令第10条第3号ロに適合するものとして申請された非住宅部分 ア(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該ア(ア)から(キ)までに定める額 カ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 200平方メートル未満 34,000円 (イ) 200平方メートル以上 38,000円 キ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 200平方メートル未満 18,000円 (イ) 200平方メートル以上 19,000円 ク 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものを除
--	--	--	--

			く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 200平方メートル未満 26,000円 (イ) 200平方メートル以上 28,000円 ケ 基準省令第10条第3号ロに適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 基準省令第10条第2号イ(1)に適合するものとして申請されたもの カ(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該カ(ア)又は(イ)に定める額 (イ) 基準省令第10条第2号イ(2)に適合するものとして申請されたもの ク(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該ク(ア)又は(イ)に定める額 コ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 66,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 110,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 186,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 265,000円 サ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 33,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 55,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 98,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 148,000円 シ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)
--	--	--	---

		<u>までに定める額</u> (ア) 300平方メートル未満 49,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 82,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 142,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 206,000円 ス <u>基準省令第10条第3号ロに適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。)</u> <u>次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</u> (ア) <u>基準省令第10条第2号イ(1)に適合するものとして申請されたもの</u> コ(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該コ(ア)から(エ)までに定める額 (イ) <u>基準省令第10条第2号イ(2)に適合するものとして申請されたもの</u> シ(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該シ(ア)から(エ)までに定める額
(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する	<u>次のアからウまでに掲げる申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、当該アからウまでに定める額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、その額に当該申請に係る建築物ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、その額に第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)</u> <u>ア 非住宅部分 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額</u> (ア) 300平方メートル未満 11,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 17,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 27,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 77,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 121,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 152,000円 (キ) 25,000平方メートル以上 190,000円 <u>イ 住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。)</u> 6,000円

審査		ウ 住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の (ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 11,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 21,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 44,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 77,000円
[略]		

6 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	[略]	次のアからセまでに掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の各部分の区分に応じ、当該アからセまでに定める額を合算した額(建物の全部がアからセまでに掲げる部分のいずれにも該当しない場合にあっては、20,000円) ア 基準省令第1条第1項第1号イに適合するものとして申請された非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限り、方に掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 215,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 269,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 347,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 494,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 608,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 719,000円 (キ) 25,000平方メートル以上 820,000円 イ 基準省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして申請された非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限り、方に掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 83,000円

			(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 106,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 139,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 223,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 291,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 349,000円 (キ) 25,000平方メートル以上 410,000円
			<u>ウ 基準省令第1条第1項第1号イに適合するものとして申請された非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額</u> <u>(ア) 300平方メートル未満 23,000円</u> <u>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 31,000円</u> <u>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 42,000円</u> <u>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 97,000円</u> <u>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 143,000円</u> <u>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 176,000円</u> <u>(キ) 25,000平方メートル以上 217,000円</u>
			<u>エ 基準省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして申請された非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額</u> <u>(ア) 300平方メートル未満 20,000円</u> <u>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 27,000円</u> <u>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 37,000円</u> <u>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 91,000円</u> <u>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 136,000円</u>

			(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 168,000円 (キ) 25,000平方メートル以上 208,000円 オ 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして申請された非住宅部分(カに掲げるものを除く。) ア(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該ア(ア)から(キ)までに定める額 カ 法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物の非住宅部分 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 11,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 17,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 27,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 77,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 121,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 152,000円 (キ) 25,000平方メートル以上 190,000円 キ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るもの及びロに掲げるものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 200平方メートル未満のもの 34,000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 38,000円 ク 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るもの及びロに掲げるものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 200平方メートル未満 26,000円 (イ) 200平方メートル以上 28,000円 ケ 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るもの及びロに掲げるものを除く。) ク(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該
--	--	--	--

		<u>ク(ア)又は(イ)に定める額</u> <u>コ 法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物の住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。)</u> 6,000円 <u>サ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限り、セに掲げるものを除く。)</u> 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 66,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 110,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 186,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 265,000円 <u>シ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限り、セに掲げるものを除く。)</u> 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 49,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 82,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 142,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 206,000円 <u>ス 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限り、セに掲げるものを除く。)</u> シ(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該シ(ア)から(エ)までに定める額 <u>セ 法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物の住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。)</u> 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 11,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 21,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル
--	--	---

		<u>未満 44,000円</u> <u>(エ) 5,000平方メートル以上 77,000円</u>
(2)	法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	<u>(1) の号手数料の額の欄に規定する額の2分の1の額</u>
(3)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付	<u>(2) の号手数料の額の欄に規定する額</u>
(4)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（(5) の号に該当する場合を除く。）	次のアからスまでに掲げる申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、<u>当該アからスまでに定める額を合算した額</u>（当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、<u>その額に当該申請に係る建築物ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、その額に第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額）を加算した額</u>） ア 基準省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に適合するものとして申請された非住宅部分（<u>全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限る。</u>） <u>次の（ア）から（キ）までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該（ア）から（キ）までに定める額</u> （ア） 300平方メートル未満 215,000円 （イ） 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 269,000円 （ウ） 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 347,000円 （エ） 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 494,000円 （オ） 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 608,000円 （カ） 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 719,000円

			(キ) 25,000平方メートル以上 820,000円
		イ	<u>基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限る。)</u> 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額
			(ア) 300平方メートル未満 83,000円
			(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 106,000円
			(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 139,000円
			(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 223,000円
			(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 291,000円
			(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 349,000円
			(キ) 25,000平方メートル以上 410,000円
		ウ	<u>基準省令第10条第1号ロ(1)に適合するものとして申請された非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限る。)</u> 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額
			(ア) 300平方メートル未満 23,000円
			(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 31,000円
			(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 42,000円
			(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 97,000円
			(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 143,000円
			(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 176,000円
			(キ) 25,000平方メートル以上 217,000円
		エ	<u>基準省令第10条第1号ロ(2)に適合するものとして申請された非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限る。)</u> 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額
			(ア) 300平方メートル未満 20,000円
			(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 27,000円

			(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 37,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 91,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 136,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 168,000円 (キ) 25,000平方メートル以上 208,000円 オ 基準省令第10条第3号ロに適合するものとして申請された非住宅部分 ア(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該ア(ア)から(キ)までに定める額 カ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 200平方メートル未満 34,000円 (イ) 200平方メートル以上 38,000円 キ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 200平方メートル未満 18,000円 (イ) 200平方メートル以上 19,000円 ク 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 200平方メートル未満 26,000円 (イ) 200平方メートル以上 28,000円 ケ 基準省令第10条第3号ロに適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 基準省令第10条第2号イ(1)に適合するものとして申請されたもの カ(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該カ(ア)又は(イ)に定める額 (イ) 基準省令第10条第2号イ(2)に適合するもの
--	--	--	---

		として申請されたもの ク(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該ク(ア)又は(イ)に定める額 コ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 66,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 110,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 186,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 265,000円 サ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 33,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 55,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 98,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 148,000円 シ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 49,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 82,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 142,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 206,000円 ス 基準省令第10条第3号ロに適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 基準省令第10条第2号イ(1)に適合するものとして申請されたもの コ(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応
--	--	---

		じ、当該コ(ア)から(エ)までに定める額 <u>(イ) 基準省令第10条第2号イ(2)に適合するものとして申請されたもの シ(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該シ(ア)から(エ)までに定める額</u>
(5)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けた者に限る。)の認定の申請に対する審査	次のアからウまでに掲げる申請に係る建築物(法第29条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、当該アからウまでに定める額を合算した額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、その額に当該申請に係る建築物ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、その額に第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア 非住宅部分 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 11,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 17,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 27,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 77,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 121,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 152,000円 (キ) 25,000平方メートル以上 190,000円 イ 住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) 6,000円 ウ 住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 11,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 21,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 44,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 77,000円
(6)	法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費	(4)の号手数料の額の欄に規定する額の2分の1の額(申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、その額

	性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査((7)の号に該当する場合を除く。)	に当該申請に係る建築物ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、その額に第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)
(7)	法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(変更部分について法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	(5)の号手数料の額の欄に規定する額の2分の1の額(申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、その額に当該申請に係る建築物ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、その額に第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)

7～8 [略]

那覇市条例第27号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例

那覇市議会基本条例（平成24年那覇市条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 前文 第1章～第11章 [略] 第12章 <u>最高規範性と見直し手続き</u>（第31条・第32条） 付則 <u>（議会報告会及び市民との意見交換）</u> 第9条 <u>議会は、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会を毎年、開催するものとする。</u> 2 <u>議会は、前項の議会報告会のほか、市民の多様な意見を的確に把握するための意見交換の場を設けるものとする。</u> （請願及び陳情） 第10条 [略] 2 <u>議会は、請願者又は陳情者の求めに応じて、請願者又は陳情者が意見陳述等を行う場を設けるよう努めるものとする。</u>	目次 前文 第1章～第11章 [略] 第12章 <u>持続可能な議会運営</u>（第31条・第32条） 付則 <u>（意見を広聴する機会等）</u> 第9条 <u>議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、政策提案につなげるため、次に掲げるものから意見を広聴する機会を毎年、設けるものとする。</u> <u>（1）自治会その他の地域住民が組織する団体</u> <u>（2）市内で事業活動を行う法人その他の団体</u> <u>（3）市の施策を実施する団体</u> <u>（4）市における協働によるまちづくりを推進している団体</u> <u>（5）前各号に掲げる団体のほか、議会が必要と認めるもの</u> 2 <u>前項の意見を広聴する機会においては、議会で行われた議案等の審議の経過、結果等を必要に応じ市民に報告するものとする。</u> （請願及び陳情） 第10条 [略] 2 <u>議会は、請願者又は陳情者がその趣旨を説明する機会を設けるよう努めるものとする。</u> <u>（資料の提供要求）</u> 第13条の2 <u>議会は、本会議及び委員会における議論の参考とするほか、本市の政策及び事務に係る調査のため、市長等に対し、別に定める様式により文書で資料の</u>

(予算及び決算における<u>政策説明資料の作成</u>) 第14条 〔略〕 (議決事件の追加) 第15条 議会は、議決機関としての機能強化と市政全般にわたる重要な計画等について市長等と共に市民に対する責任を担う観点から、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、次に掲げるものを議決事件として追加する。 (1)～(2) 〔略〕	<u>提供を求めることができるものとする。</u> <u>この場合において、提供を要求する資料の範囲は、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)の公文書から非公開情報を除いたものとする。</u> 2 <u>市長等は、前項の規定による資料の提供を求められたときは、文書を受領した日の翌日から起算して14日(那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条に規定する本市の休日の日数は、算入しない。)以内に資料を提供するものとする。ただし、公文書の不存その他の理由により資料の提供ができない場合は、市長等は速やかにその旨を通知しなければならない。</u> 3 <u>第1項の規定により要求する資料の内容及び前項の規定により提供する資料の内容は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。</u> 4 <u>第1項の規定により要求する資料の内容及び前項の規定により提供する資料の内容が、那覇市ホームページ等により公開されている等、市長等が速やかに回答できる場合は、文書によらないことができる。</u> (予算及び決算における<u>政策説明資料等</u>) 第14条 〔略〕 2 <u>決算の審議において提出された政策説明資料は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類とみなす。</u> (議決事件の追加) 第15条 議会は、議決機関としての機能強化と市政全般にわたる重要な計画等について市長等と共に市民に対する責任を担う観点から、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、次に掲げるものを議決事件として追加する。 (1)～(2) 〔略〕
--	---

<u>第12章 最高規範性で見直し手続き</u> <u>（最高規範性）</u> <u>第31条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する条例、規則等の制定を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合を図るものとする。</u> <u>2 議会は、議員にこの条例の理念と趣旨を浸透させるため、改選後においては速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。</u> <u>（見直し手続き）</u> <u>第32条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを必要に応じて検証するものとする。</u> <u>2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会に関する条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。</u>	<u>第12章 持続可能な議会運営</u> <u>（災害時の機能維持）</u> <u>第31条 議会は、災害時においても、別に定めるところにより、議会機能を的確に維持しなければならない。</u> <u>（たゆまない議会改革）</u> <u>第32条 議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案して、この条例の目的を達成するため、検証及び改善するものとする。</u> <u>2 前項の規定による検証は、那覇市議会各派代表者会議において毎年行うものとする。ただし、速やかな検討が必要な事案が生じた場合は、随時、検証するものとする。</u> <u>3 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会に関する条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第28号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成25年那覇市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、<u>次のとおりとする。</u> （1） <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （2） <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （3） <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程については、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （4） <u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、<u>水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条第1項各号に掲げる者（これと同等以上の技能を有すると上下水道事業管理者が認める者を含む。）であることとする。</u>

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号に規定する学校の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校の卒業者にあつては1年以上、第2号に規定する学校の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として「上水道及び工業用水道」を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(9) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると上下水道事業管理者が認める者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条に規定する布設工事監督者としての資格を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、水道法施行令第7条第1項各号に掲げる者(これと同等以上の技能を有すると上下水道事業管理者が認める者を含む。)であることとする。

- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程については、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程については、修了した者)にあつては6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 前各号に掲げる者と同等以上の技

<u>能を有すると上下水道事業管理者が認める者</u>	
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

那覇市条例第29号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 別表中[以下省略]とあるのは、当該箇所より下の部分に改正がないことを示したものとする。 4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

[改正前 別記]

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級
号給	[略]		給料月額
			円
1			261,300
2			262,300
3			263,300
4			264,300
5			265,300
6			266,300
7			267,300
8			268,300
9			269,300
10			270,300
11			271,300

12		<u>272,300</u>
13		<u>273,300</u>
14		<u>274,300</u>
15		<u>275,300</u>
16		<u>276,400</u>
17		<u>277,400</u>
18		<u>278,700</u>
19		<u>280,000</u>
20		<u>281,200</u>
21		<u>282,500</u>
22		<u>283,800</u>
23		<u>285,000</u>
24		<u>286,200</u>
25		<u>287,300</u>
26		<u>288,500</u>
27		<u>289,800</u>
28		<u>291,100</u>
29		<u>292,400</u>
30		<u>293,400</u>
31		<u>294,400</u>
32		<u>295,500</u>
33		<u>296,600</u>
34		<u>297,800</u>
35		<u>298,900</u>
36		<u>300,100</u>
37		<u>301,300</u>
38		<u>302,600</u>
39		<u>303,900</u>
40		<u>305,200</u>
41		<u>306,500</u>
42		<u>307,800</u>
43		<u>309,100</u>
44		<u>310,400</u>
45		<u>311,700</u>
46		<u>313,000</u>
47		<u>314,300</u>
48		<u>315,400</u>
49		<u>316,300</u>
50		<u>317,600</u>
51		<u>318,900</u>
52		<u>320,200</u>
53		<u>321,400</u>
54		<u>322,700</u>
55		<u>323,900</u>

56	325, 100
57	326, 400
58	327, 500
59	328, 600
60	329, 700
61	330, 400
62	331, 300
63	332, 000
64	332, 800
65	333, 600
66	334, 000
67	334, 600
68	335, 300
69	336, 100
70	336, 800
71	337, 500
72	338, 100
73	338, 600
74	339, 200
75	339, 700
76	340, 300
77	340, 600
78	341, 100
79	341, 500
80	341, 900
81	342, 300
82	342, 800
83	343, 300
84	343, 800
85	344, 100
86	344, 500
87	344, 900
88	345, 300
89	345, 600
90	346, 000
91	346, 400
92	346, 800
93	347, 000
94	347, 400
95	347, 800
96	348, 200
97	348, 400
98	348, 800
99	349, 200

100		349,500
101		349,800
102		350,200
103		350,600
104		351,000
105		351,500
106		351,900
107		352,300
108		352,700
109		353,200
110		353,600
111		353,900
112		354,200
113		354,700
[以下省略]		

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級
号給	[略]		給料月額
			円
1			265,300
2			266,300
3			267,300
4			268,300
5			269,300
6			270,300
7			271,300
8			272,300
9			273,300
10			274,300
11			275,300
12			276,400
13			277,400
14			278,700
15			280,000
16			281,200
17			282,500
18			283,800
19			285,000
20			286,200
21			287,300

22		<u>288,500</u>
23		<u>289,800</u>
24		<u>291,100</u>
25		<u>292,400</u>
26		<u>293,400</u>
27		<u>294,400</u>
28		<u>295,500</u>
29		<u>296,600</u>
30		<u>297,800</u>
31		<u>298,900</u>
32		<u>300,100</u>
33		<u>301,300</u>
34		<u>302,600</u>
35		<u>303,900</u>
36		<u>305,200</u>
37		<u>306,500</u>
38		<u>307,800</u>
39		<u>309,100</u>
40		<u>310,400</u>
41		<u>311,700</u>
42		<u>313,000</u>
43		<u>314,300</u>
44		<u>315,400</u>
45		<u>316,300</u>
46		<u>317,600</u>
47		<u>318,900</u>
48		<u>320,200</u>
49		<u>321,400</u>
50		<u>322,700</u>
51		<u>323,900</u>
52		<u>325,100</u>
53		<u>326,400</u>
54		<u>327,500</u>
55		<u>328,600</u>
56		<u>329,700</u>
57		<u>330,400</u>
58		<u>331,300</u>
59		<u>332,000</u>
60		<u>332,800</u>
61		<u>333,600</u>
62		<u>334,000</u>
63		<u>334,600</u>
64		<u>335,300</u>
65		<u>336,100</u>

66		<u>336, 800</u>
67		<u>337, 500</u>
68		<u>338, 100</u>
69		<u>338, 600</u>
70		<u>339, 200</u>
71		<u>339, 700</u>
72		<u>340, 300</u>
73		<u>340, 600</u>
74		<u>341, 100</u>
75		<u>341, 500</u>
76		<u>341, 900</u>
77		<u>342, 300</u>
78		<u>342, 800</u>
79		<u>343, 300</u>
80		<u>343, 800</u>
81		<u>344, 100</u>
82		<u>344, 500</u>
83		<u>344, 900</u>
84		<u>345, 300</u>
85		<u>345, 600</u>
86		<u>346, 000</u>
87		<u>346, 400</u>
88		<u>346, 800</u>
89		<u>347, 000</u>
90		<u>347, 400</u>
91		<u>347, 800</u>
92		<u>348, 200</u>
93		<u>348, 400</u>
94		<u>348, 800</u>
95		<u>349, 200</u>
96		<u>349, 500</u>
97		<u>349, 800</u>
98		<u>350, 200</u>
99		<u>350, 600</u>
100		<u>351, 000</u>
101		<u>351, 500</u>
102		<u>351, 900</u>
103		<u>352, 300</u>
104		<u>352, 700</u>
105		<u>353, 200</u>
106		<u>353, 600</u>
107		<u>353, 900</u>
108		<u>354, 200</u>
109		<u>354, 700</u>

110		
111		
112		
113		
[以下省略]		

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級
号給	[略]	給料月額
		円
1		370,000
2		372,600
3		375,100
4		377,600
5		380,100
6		382,800
7		385,500
8		388,100
9		390,200
10		392,700
11		395,200
12		397,700
13		400,300
14		403,000
15		405,600
16		408,100
17		410,500
18		412,700
19		414,800
20		416,900
21		419,000
22		420,500
23		422,000
24		423,500
25		424,900
26		426,400
27		427,900
28		429,300
29		430,700
30		432,200
31		433,700

32		<u>435, 100</u>
33		<u>436, 500</u>
34		<u>438, 000</u>
35		<u>439, 500</u>
36		<u>440, 900</u>
37		<u>442, 300</u>
38		<u>443, 700</u>
39		<u>445, 100</u>
40		<u>446, 500</u>
41		<u>447, 900</u>
42		<u>449, 300</u>
43		<u>450, 700</u>
44		<u>452, 100</u>
45		<u>453, 500</u>
46		<u>454, 900</u>
47		<u>456, 300</u>
48		<u>457, 700</u>
49		<u>459, 100</u>
50		<u>460, 800</u>
51		<u>462, 400</u>
52		<u>464, 000</u>
53		<u>465, 600</u>
54		<u>466, 800</u>
55		<u>468, 000</u>
56		<u>469, 100</u>
57		<u>470, 100</u>
58		<u>471, 100</u>
59		<u>472, 000</u>
60		<u>472, 800</u>
61		<u>473, 500</u>
62		<u>474, 200</u>
63		<u>474, 900</u>
64		<u>475, 500</u>
65		<u>476, 200</u>
66		<u>476, 900</u>
67		<u>477, 500</u>
68		<u>478, 100</u>
69		<u>478, 400</u>
70		<u>479, 000</u>
71		<u>479, 700</u>
72		<u>480, 400</u>
73		<u>480, 800</u>
74		<u>481, 400</u>
75		<u>482, 100</u>

76		482,800
77		483,200
78		483,800
79		484,400
80		484,900
81		485,400
82		485,900
83		486,400
84		486,900
85		487,300
86		487,800
87		488,200
88		488,700
89		489,200
90		489,800
91		490,400
92		490,800
93		491,300
94		491,900
95		492,500
96		493,000
97		493,500

備考 [略]

医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級
号給	[略]		給料月額
			円
1			258,500
2			259,700
3			260,800
4			261,900
5			263,000
6			263,800
7			264,600
8			265,400
9			266,200
10			267,000
11			267,800
12			268,600
13			269,400
14			270,200
15			271,000
16			271,800

17		<u>272,600</u>
18		<u>273,400</u>
19		<u>274,200</u>
20		<u>275,000</u>
21		<u>275,800</u>
22		<u>276,600</u>
23		<u>277,400</u>
24		<u>278,200</u>
25		<u>279,000</u>
26		<u>279,900</u>
27		<u>280,800</u>
28		<u>281,600</u>
29		<u>282,400</u>
30		<u>283,300</u>
31		<u>284,200</u>
32		<u>285,000</u>
33		<u>285,800</u>
34		<u>286,900</u>
35		<u>287,900</u>
36		<u>288,900</u>
37		<u>289,900</u>
38		<u>291,000</u>
39		<u>292,000</u>
40		<u>293,000</u>
41		<u>294,000</u>
42		<u>295,000</u>
43		<u>296,000</u>
44		<u>297,000</u>
45		<u>298,000</u>
46		<u>299,200</u>
47		<u>300,300</u>
48		<u>301,400</u>
49		<u>302,500</u>
50		<u>303,600</u>
51		<u>304,700</u>
52		<u>305,800</u>
53		<u>306,900</u>
54		<u>308,000</u>
55		<u>309,100</u>
56		<u>310,200</u>
57		<u>311,200</u>
58		<u>312,200</u>
59		<u>313,200</u>
60		<u>314,200</u>

61	315,200
62	316,200
63	317,200
64	318,100
65	319,000
66	319,800
67	320,500
68	321,200
69	321,800
70	322,500
71	323,100
72	323,700
73	324,300
74	324,500
75	325,000
76	325,500
77	326,100
78	326,600
79	327,100
80	327,500
81	328,100
82	328,600
83	329,000
84	329,500
85	330,000
86	330,400
87	330,600
88	330,900
89	331,300
90	331,700
91	332,000
92	332,300
93	332,600
94	332,800
95	333,200
96	333,500
97	333,700
98	334,000
99	334,300
100	334,600
101	334,800
102	335,100
103	335,400
104	335,600

105		335,800
106		336,000
107		336,400
108		336,600
109		336,800
110		337,200
111		337,600
112		338,000
113		338,200

備考 〔略〕

医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級
号給	〔略〕		給料月額
			円
1			277,600
2			278,700
3			279,800
4			280,800
5			281,800
6			282,300
7			282,800
8			283,300
9			283,800
10			284,300
11			284,800
12			285,300
13			285,800
14			286,300
15			286,800
16			287,300
17			287,800
18			288,300
19			288,800
20			289,300
21			289,800
22			290,300
23			290,800
24			291,300
25			291,800
26			292,300
27			292,800
28			293,300
29			293,800

30		<u>294,400</u>
31		<u>295,200</u>
32		<u>296,000</u>
33		<u>296,700</u>
34		<u>297,500</u>
35		<u>298,300</u>
36		<u>299,100</u>
37		<u>299,800</u>
38		<u>300,600</u>
39		<u>301,400</u>
40		<u>302,100</u>
41		<u>302,900</u>
42		<u>303,700</u>
43		<u>304,500</u>
44		<u>305,300</u>
45		<u>306,000</u>
46		<u>307,000</u>
47		<u>308,000</u>
48		<u>308,900</u>
49		<u>309,800</u>
50		<u>310,800</u>
51		<u>311,800</u>
52		<u>312,700</u>
53		<u>313,600</u>
54		<u>314,600</u>
55		<u>315,600</u>
56		<u>316,600</u>
57		<u>317,400</u>
58		<u>318,400</u>
59		<u>319,400</u>
60		<u>320,300</u>
61		<u>321,200</u>
62		<u>322,200</u>
63		<u>323,200</u>
64		<u>324,100</u>
65		<u>325,000</u>
66		<u>326,200</u>
67		<u>327,400</u>
68		<u>328,600</u>
69		<u>329,300</u>
70		<u>330,400</u>
71		<u>331,500</u>
72		<u>332,400</u>
73		<u>333,500</u>

74		<u>334,200</u>
75		<u>335,300</u>
76		<u>336,400</u>
77		<u>337,500</u>
78		<u>338,700</u>
79		<u>339,800</u>
80		<u>340,900</u>
81		<u>342,000</u>
82		<u>343,100</u>
83		<u>344,100</u>
84		<u>345,200</u>
85		<u>346,100</u>
86		<u>347,100</u>
87		<u>348,000</u>
88		<u>349,000</u>
89		<u>349,900</u>
90		<u>350,700</u>
91		<u>351,500</u>
92		<u>352,300</u>
93		<u>352,900</u>
94		<u>353,500</u>
95		<u>354,100</u>
96		<u>354,700</u>
97		<u>355,100</u>
98		<u>355,500</u>
99		<u>356,000</u>
100		<u>356,400</u>
101		<u>356,900</u>
102		<u>357,300</u>
103		<u>357,800</u>
104		<u>358,200</u>
105		<u>358,500</u>
106		<u>359,000</u>
107		<u>359,400</u>
108		<u>359,700</u>
109		<u>360,100</u>
110		<u>360,600</u>
111		<u>361,100</u>
112		<u>361,600</u>
113		<u>362,100</u>
114		<u>362,600</u>
115		<u>363,100</u>
116		<u>363,500</u>
117		<u>363,900</u>

118		364,300
119		364,800
120		365,300
121		365,700
122		366,200
123		366,700
124		367,200
125		367,500
[以下省略]		

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級
号給	[略]	給料月額
		円
1		400,300
2		403,000
3		405,600
4		408,100
5		410,500
6		412,700
7		414,800
8		416,900
9		419,000
10		420,500
11		422,000
12		423,500
13		424,900
14		426,400
15		427,900
16		429,300
17		430,700
18		432,200
19		433,700
20		435,100
21		436,500
22		438,000
23		439,500
24		440,900
25		442,300
26		443,700
27		445,100

28		<u>446,500</u>
29		<u>447,900</u>
30		<u>449,300</u>
31		<u>450,700</u>
32		<u>452,100</u>
33		<u>453,500</u>
34		<u>454,900</u>
35		<u>456,300</u>
36		<u>457,700</u>
37		<u>459,100</u>
38		<u>460,800</u>
39		<u>462,400</u>
40		<u>464,000</u>
41		<u>465,600</u>
42		<u>466,800</u>
43		<u>468,000</u>
44		<u>469,100</u>
45		<u>470,100</u>
46		<u>471,100</u>
47		<u>472,000</u>
48		<u>472,800</u>
49		<u>473,500</u>
50		<u>474,200</u>
51		<u>474,900</u>
52		<u>475,500</u>
53		<u>476,200</u>
54		<u>476,900</u>
55		<u>477,500</u>
56		<u>478,100</u>
57		<u>478,400</u>
58		<u>479,000</u>
59		<u>479,700</u>
60		<u>480,400</u>
61		<u>480,800</u>
62		<u>481,400</u>
63		<u>482,100</u>
64		<u>482,800</u>
65		<u>483,200</u>
66		<u>483,800</u>
67		<u>484,400</u>
68		<u>484,900</u>
69		<u>485,400</u>
70		<u>485,900</u>
71		<u>486,400</u>

72		486,900
73		487,300
74		487,800
75		488,200
76		488,700
77		489,200
78		489,800
79		490,400
80		490,800
81		491,300
82		491,900
83		492,500
84		493,000
85		493,500

備考 [略]

医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級
号給	[略]		給料月額
			円
1			263,000
2			263,800
3			264,600
4			265,400
5			266,200
6			267,000
7			267,800
8			268,600
9			269,400
10			270,200
11			271,000
12			271,800
13			272,600
14			273,400
15			274,200
16			275,000
17			275,800
18			276,600
19			277,400
20			278,200
21			279,000
22			279,900
23			280,800
24			281,600

25		<u>282,400</u>
26		<u>283,300</u>
27		<u>284,200</u>
28		<u>285,000</u>
29		<u>285,800</u>
30		<u>286,900</u>
31		<u>287,900</u>
32		<u>288,900</u>
33		<u>289,900</u>
34		<u>291,000</u>
35		<u>292,000</u>
36		<u>293,000</u>
37		<u>294,000</u>
38		<u>295,000</u>
39		<u>296,000</u>
40		<u>297,000</u>
41		<u>298,000</u>
42		<u>299,200</u>
43		<u>300,300</u>
44		<u>301,400</u>
45		<u>302,500</u>
46		<u>303,600</u>
47		<u>304,700</u>
48		<u>305,800</u>
49		<u>306,900</u>
50		<u>308,000</u>
51		<u>309,100</u>
52		<u>310,200</u>
53		<u>311,200</u>
54		<u>312,200</u>
55		<u>313,200</u>
56		<u>314,200</u>
57		<u>315,200</u>
58		<u>316,200</u>
59		<u>317,200</u>
60		<u>318,100</u>
61		<u>319,000</u>
62		<u>319,800</u>
63		<u>320,500</u>
64		<u>321,200</u>
65		<u>321,800</u>
66		<u>322,500</u>
67		<u>323,100</u>
68		<u>323,700</u>

69		<u>324,300</u>
70		<u>324,500</u>
71		<u>325,000</u>
72		<u>325,500</u>
73		<u>326,100</u>
74		<u>326,600</u>
75		<u>327,100</u>
76		<u>327,500</u>
77		<u>328,100</u>
78		<u>328,600</u>
79		<u>329,000</u>
80		<u>329,500</u>
81		<u>330,000</u>
82		<u>330,400</u>
83		<u>330,600</u>
84		<u>330,900</u>
85		<u>331,300</u>
86		<u>331,700</u>
87		<u>332,000</u>
88		<u>332,300</u>
89		<u>332,600</u>
90		<u>332,800</u>
91		<u>333,200</u>
92		<u>333,500</u>
93		<u>333,700</u>
94		<u>334,000</u>
95		<u>334,300</u>
96		<u>334,600</u>
97		<u>334,800</u>
98		<u>335,100</u>
99		<u>335,400</u>
100		<u>335,600</u>
101		<u>335,800</u>
102		<u>336,000</u>
103		<u>336,400</u>
104		<u>336,600</u>
105		<u>336,800</u>
106		<u>337,200</u>
107		<u>337,600</u>
108		<u>338,000</u>
109		<u>338,200</u>

備考 〔略〕

医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級
号給	[略]		給料月額
			円
1			<u>281,800</u>
2			<u>282,300</u>
3			<u>282,800</u>
4			<u>283,300</u>
5			<u>283,800</u>
6			<u>284,300</u>
7			<u>284,800</u>
8			<u>285,300</u>
9			<u>285,800</u>
10			<u>286,300</u>
11			<u>286,800</u>
12			<u>287,300</u>
13			<u>287,800</u>
14			<u>288,300</u>
15			<u>288,800</u>
16			<u>289,300</u>
17			<u>289,800</u>
18			<u>290,300</u>
19			<u>290,800</u>
20			<u>291,300</u>
21			<u>291,800</u>
22			<u>292,300</u>
23			<u>292,800</u>
24			<u>293,300</u>
25			<u>293,800</u>
26			<u>294,400</u>
27			<u>295,200</u>
28			<u>296,000</u>
29			<u>296,700</u>
30			<u>297,500</u>
31			<u>298,300</u>
32			<u>299,100</u>
33			<u>299,800</u>
34			<u>300,600</u>
35			<u>301,400</u>
36			<u>302,100</u>
37			<u>302,900</u>
38			<u>303,700</u>
39			<u>304,500</u>
40			<u>305,300</u>
41			<u>306,000</u>

42		<u>307,000</u>
43		<u>308,000</u>
44		<u>308,900</u>
45		<u>309,800</u>
46		<u>310,800</u>
47		<u>311,800</u>
48		<u>312,700</u>
49		<u>313,600</u>
50		<u>314,600</u>
51		<u>315,600</u>
52		<u>316,600</u>
53		<u>317,400</u>
54		<u>318,400</u>
55		<u>319,400</u>
56		<u>320,300</u>
57		<u>321,200</u>
58		<u>322,200</u>
59		<u>323,200</u>
60		<u>324,100</u>
61		<u>325,000</u>
62		<u>326,200</u>
63		<u>327,400</u>
64		<u>328,600</u>
65		<u>329,300</u>
66		<u>330,400</u>
67		<u>331,500</u>
68		<u>332,400</u>
69		<u>333,500</u>
70		<u>334,200</u>
71		<u>335,300</u>
72		<u>336,400</u>
73		<u>337,500</u>
74		<u>338,700</u>
75		<u>339,800</u>
76		<u>340,900</u>
77		<u>342,000</u>
78		<u>343,100</u>
79		<u>344,100</u>
80		<u>345,200</u>
81		<u>346,100</u>
82		<u>347,100</u>
83		<u>348,000</u>
84		<u>349,000</u>
85		<u>349,900</u>

86		<u>350,700</u>
87		<u>351,500</u>
88		<u>352,300</u>
89		<u>352,900</u>
90		<u>353,500</u>
91		<u>354,100</u>
92		<u>354,700</u>
93		<u>355,100</u>
94		<u>355,500</u>
95		<u>356,000</u>
96		<u>356,400</u>
97		<u>356,900</u>
98		<u>357,300</u>
99		<u>357,800</u>
100		<u>358,200</u>
101		<u>358,500</u>
102		<u>359,000</u>
103		<u>359,400</u>
104		<u>359,700</u>
105		<u>360,100</u>
106		<u>360,600</u>
107		<u>361,100</u>
108		<u>361,600</u>
109		<u>362,100</u>
110		<u>362,600</u>
111		<u>363,100</u>
112		<u>363,500</u>
113		<u>363,900</u>
114		<u>364,300</u>
115		<u>364,800</u>
116		<u>365,300</u>
117		<u>365,700</u>
118		<u>366,200</u>
119		<u>366,700</u>
120		<u>367,200</u>
121		<u>367,500</u>
122		
123		
124		
125		
[以下省略]		

備考 [略]

那覇市条例第30号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
(定義) 第2条 [略] 2～9 [略] 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 [略] (利用及び提供の制限) 第12条 [略] 2～4 [略] 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><th colspan="3">[略]</th></tr><tr><td>第38条第1項第1号</td><td>[略]</td><td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法<u>第2条第9項</u>に規定する特定</td></tr></table>	[略]			第38条第1項第1号	[略]	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定	(定義) 第2条 [略] 2～9 [略] 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 [略] (利用及び提供の制限) 第12条 [略] 2～4 [略] 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><th colspan="3">[略]</th></tr><tr><td>第38条第1項第1号</td><td>[略]</td><td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法<u>第2条第10項</u>に規定する特</td></tr></table>	[略]			第38条第1項第1号	[略]	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法 <u>第2条第10項</u> に規定する特
[略]													
第38条第1項第1号	[略]	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定											
[略]													
第38条第1項第1号	[略]	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法 <u>第2条第10項</u> に規定する特											

	個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき		定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
[略]		[略]	
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)		(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	
第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。		第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。	
(1)～(9) [略]		(1)～(9) [略]	
2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。		2 [略]	
(1) 次に掲げる個人情報ファイル		(1) [略]	
ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)		ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与、報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)	
イ～カ [略]		イ～カ [略]	
(2)～(3) [略]		(2)～(3) [略]	
3 [略]		3 [略]	
(開示請求権)		(開示請求権)	
第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。		第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。	
2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。		2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。	
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)		(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	

第27条 〔略〕

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)～(2) 〔略〕

3 〔略〕

（訂正請求権）

第31条 〔略〕

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 〔略〕

（訂正請求の手続）

第32条 〔略〕

2 〔略〕

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

第27条 〔略〕

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)～(2) 〔略〕

3 〔略〕

（訂正請求権）

第31条 〔略〕

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 〔略〕

（訂正請求の手続）

第32条 〔略〕

2 〔略〕

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)～(2) 〔略〕 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下<u>この章及び第48条において「利用停止請求」という。</u>)をすることができる。 3 〔略〕 (利用停止請求の手続) 第39条 〔略〕 2 〔略〕 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下<u>この章において「利用停止請求者」という。</u>)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	(1)～(2) 〔略〕 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。 3 〔略〕 (利用停止請求の手続) 第39条 〔略〕 2 〔略〕 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に<u>資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

那覇市条例第31号

令和 7 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（令和5年那覇市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1（第3条関係）

号	機関	事務
(1)	[略]	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
[略]		

〔改正後 別記〕

別表第1（第3条関係）

号	機関	事務
(1)	[略]	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
[略]		

〔改正前 別記〕

別表第2（第3条関係）

号	事務	特定個人情報
(1)	[略]	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～エ [略] オ 生活保護関係情報（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就

		労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給に関する情報をいう。以下同じ。） カ～ケ [略] コ 外国人保護関係情報（生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給に関する情報をいう。以下同じ。）
[略]		
(9)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
[略]		
(30)	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
[略]		
(40)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表第2（第3条関係）

号	事務	特定個人情報
(1)	[略]	[略] ア～エ [略] オ 生活保護関係情報（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する情報をいう。以下同じ。） カ～ケ [略] コ 外国人保護関係情報（生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する情報をいう。以下同じ。）

[略]		
(9)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
[略]		
(30)	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
[略]		
(40)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
[略]		

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

号	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(1)	[略]	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]	
(2)		生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		
[略]				

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

号	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(1)	[略]	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]	
(2)		生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保		
		護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		
[略]				

那覇市条例第32号

令和 7 年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市民税の申告) 第36条の2 [略] 2～8 [略] 9 新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から1月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。申告した事項に異動を生じた場合も、同様とする。 (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円	(市民税の申告) 第36条の2 [略] 2～8 [略] 9 新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から1月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。申告した事項に異動を生じた場合も、同様とする。 (種別割の税率) 第82条 [略] (1) [略] ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下で、かつ、最高出力が4.0

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ [略] (2)～(3) [略] (種別割の減免) 第89条 [略] 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(9) [略] 3 [略] (身体障がい者等に対する種別割の減免) 第90条 [略] 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ [略] (2)～(3) [略] (種別割の減免) 第89条 [略] 2 [略] (1)～(4) [略] (5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力) (6)～(9) [略] 3 [略] (身体障がい者等に対する種別割の減免) 第90条 [略] 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
--	---

(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者等又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。ただし、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車に対して課する種別割の減免を受けようとする場合は、運転免許証を提示すること及び第5号に掲げる事項を申請書に記載することを要しない。

(1)～(4) [略]

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) [略]

(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者等又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。ただし、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車に対して課する種別割の減免を受けようとする場合は、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること及び第5号に掲げる事項を申請書に記載することを要しない。

(1)～(4) [略]

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限、運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) [略]

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置

3～4 〔略〕 付 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第6条の2 〔略〕 2～22 〔略〕 23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27～28 〔略〕 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第6条の3 〔略〕 2～12 〔略〕	<u>を受けなければならない。</u> 4～5 〔略〕 付 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第6条の2 〔略〕 2～22 〔略〕 23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27～28 〔略〕 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第6条の3 〔略〕 2～12 〔略〕 13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から前項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。 14～15 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分	

を当該改正後部分に改める。

2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 改正後の那覇市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

3 改正後の第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

那覇市条例第33号

令和 7 年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 [略] 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 [略] (保険税の減額等) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) [略]	(課税額) 第2条 [略] 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 [略] (保険税の減額等) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ [略] (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ [略] 2～4 [略]	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ [略] (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ [略] 2～4 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

那覇市条例第34号

令和 7 年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(部分休業の承認) 第20条 〔略〕 2 〔略〕 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	(部分休業の承認) 第20条 〔略〕 2 〔略〕 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

那覇市条例第35号

令和 7 年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成10年那覇市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（観光地形成促進地域における課税免除） 第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和7年3月31日までの間に、沖振法第7条の2第8項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設を新設し、又は増設した青色申告者等（沖振法第7条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）について、当該対象施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。 （情報通信産業振興地域における課税免除） 第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和7年3月31日までの間に、沖振法	（観光地形成促進地域における課税免除） 第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和9年3月31日までの間に、沖振法第7条の2第8項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設を新設し、又は増設した青色申告者等（沖振法第7条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）について、当該対象施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。 （情報通信産業振興地域における課税免除） 第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和9年3月31日までの間に、沖振法

第29条の2第8項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従って、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の9第1項の表の第2号の第3欄に掲げる事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの)(特定高度情報通信技術活用システム(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システムをいう。以下同じ。))にあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備(租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備をいう。以下同じ。))に限る。))の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。))で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第29条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第31条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。))について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。))に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免

第29条の2第8項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従って、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の9第1項の表の第2号の第3欄に掲げる事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。))の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第29条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第31条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。))について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。))に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

除する。

（産業イノベーション促進地域における課税免除）

第5条 市長は、産業イノベーション促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和7年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第8項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、沖振法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備（特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等（沖振法第35条の3第6項に規定する認定事業者で、沖振法第36条に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（国際物流拠点産業集積地域における課

（産業イノベーション促進地域における課税免除）

第5条 市長は、産業イノベーション促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和9年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第8項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、沖振法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等（沖振法第35条の3第6項に規定する認定事業者で、沖振法第36条に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（国際物流拠点産業集積地域における課

税免除) 第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第4項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から<u>令和7年3月31日</u>までの間に、沖振法第42条の2第8項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って、沖振法第3条第11号に規定する国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(<u>特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。</u>)であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置(<u>特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。</u>)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第42条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第50条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又は当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。	税免除) 第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第4項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から<u>令和9年3月31日</u>までの間に、沖振法第42条の2第8項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って、沖振法第3条第11号に規定する国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第42条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第50条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又は当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条から第6条までの規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備及び当該設備の敷地である土地について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備及び当該設備の敷地である土地については、なお従前の例による。

